

## 平成26年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成26年3月4日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	石田 芳英君	第2番	宮野 亨君	第3番	高橋 邦男君
第4番	原島 幸次君	第5番	杉村 良一君	第6番	村木 征一君
第7番	師岡 伸公君	第8番	酒井 正利君	第9番	須崎 眞君
第10番	竹内 和男君	第11番	清水 典子君	第12番	前田 悦男君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 肇君 議会係長 浅見 隆久君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
教 育 課 長	守屋 吉彦君	会 計 管 理 者	清水 明君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

# 平成26年第1回奥多摩町議会定例会議事日程[第1号]

平成26年3月4日(火)

午前10時00分開会・開議

会 期 平成26年3月4日～3月17日(14日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	---	議長定例町議会開会・開議宣告	---
2	---	会議録署名議員の指名 5番 杉 村 良 一 議員 6番 村 木 征 一 議員	
3	---	会期の決定について	決 定
4	---	議会関係諸報告	---
5	---	町長あいさつ及び施政方針表明	---
6	議案第1号	専決処分の承認を求めることについて (平成25年奥多摩町一般会計補正予算(第3号))	原案承認
7	議案第2号	奥多摩町定住促進基金条例	原案可決
8	議案第3号	奥多摩町土地開発基金条例を廃止する条例	原案可決
9	議案第4号	奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第5号	奥多摩町国民健康保険奥多摩病院使用条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第6号	奥多摩町簡易給水施設等設置条例の一部を改正する条例	原案可決
12	議案第7号	奥多摩町川の水をきれいにするための個別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
13	議案第8号	おくたまコミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
14	議案第9号	奥多摩町障害程度区分等判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
15	議案第10号	奥多摩町公営住宅使用条例の一部を改正する条例	原案可決

16	議案第 11 号	奥多摩町社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
17	議案第 12 号	公益法人等への奥多摩町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
18	議案第 13 号	奥多摩町庁用バス使用条例の一部を改正する条例	原案可決
19	議案第 14 号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約	原案可決
20	議案第 15 号	平成 25 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号）	連合審査会 付託
21	議案第 16 号	平成 25 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）	連合審査会 付託
22	議案第 17 号	平成 25 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）	連合審査会 付託
23	議案第 18 号	平成 25 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	連合審査会 付託
24	議案第 19 号	平成 25 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	連合審査会 付託
25	議案第 20 号	平成 25 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	連合審査会 付託
26	議案第 21 号	平成 25 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	連合審査会 付託
27	議案第 22 号	平成 25 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）	連合審査会 付託
28	議案第 23 号	平成 26 年度奥多摩町一般会計予算	予算特別 委員会付託
29	議案第 24 号	平成 26 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算	予算特別 委員会付託
30	議案第 25 号	平成 26 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算	予算特別 委員会付託
31	議案第 26 号	平成 26 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算	予算特別 委員会付託
32	議案第 27 号	平成 26 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算	予算特別 委員会付託
33	議案第 28 号	平成 26 年度奥多摩町介護保険特別会計予算	予算特別 委員会付託

34	議案第 29 号	平成 26 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算	予算特別 委員会付託
35	議案第 30 号	平成 26 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算	予算特別 委員会付託
36	議案第 31 号	大丹波国際釣場の指定管理者の指定について	原案可決
37	議案第 32 号	氷川国際釣場の指定管理者の指定について	原案可決
38	議案第 33 号	日原溪流釣場の指定管理者の指定について	原案可決
39	議案第 34 号	峰谷川溪流釣場の指定管理者の指定について	原案可決
40	議案第 35 号	川井キャンプ場の指定管理者の指定について	原案可決
41	議案第 36 号	氷川キャンプ場の指定管理者の指定について	原案可決
42	議案第 37 号	氷川駐車場の指定管理者の指定について	原案可決
43	議案第 38 号	おくたまコミュニティセンター（奥多摩温泉もえぎの湯）の指定管理者の指定について	原案可決
44	議案第 39 号	奥多摩町特産物加工販売施設（四季の家）の指定管理者の指定について	原案可決
45	議案第 40 号	奥多摩町交流宿泊体験施設（やすら樹の宿ねんぼう）の指定管理者の指定について	原案可決
46	議案第 41 号	奥多摩町特産物加工体験施設（鴨足草）の指定管理者の指定について	原案可決
47	議案第 42 号	奥多摩町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について	原案可決
48	議案第 43 号	奥多摩町白丸デイサービスセンターの指定管理者の指定について	原案可決
49	議案第 44 号	奥多摩水と緑のふれあい館休息所の指定管理者の指定について	原案可決
50	議案第 45 号	町道路線の廃止について	原案可決
51	議案第 46 号	町道路線の認定について	原案可決

52	議案第 47 号	奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 24 請負契約の変更について	原案可決
53	議案第 48 号	奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 25 請負契約の変更について	原案可決
54	議案第 49 号	奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 26 請負契約の変更について	原案可決
55	議案第 50 号	奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 27 請負契約の変更について	原案可決
56	議案第 51 号	奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 28 請負契約の変更について	原案可決
57	議案第 52 号	名坂線林道開設工事請負契約の変更について	原案可決
58	議案第 53 号	奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについて	原案同意

(午後 4 時 02 分 散会)

午前 10 時 00 分 開会・開議

○議長（前田 悦男君） 皆さん、おはようございます。

これより平成 26 年第 1 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

5 番 杉村 良一議員、

6 番 村木 征一議員、

以上 2 名を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定について、を議題とします。

本件につきましては、去る 2 月 28 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、清水 典子議員よりご報告願います。清水 典子議員。

〔議会運営委員長 清水 典子君 登壇〕

○議会運営委員長（清水 典子君） 平成 26 年第 1 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 2 月 28 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本定例会の会期であります。本日 3 月 4 日から 3 月 17 日までの 14 日間とすることに決定いたしました。

次に会期中の諸日程であります。配付してあります会議予定表をごらんください。

まず本会議について、本日 4 日の本会議であります。議会諸報告に続き、町長より挨拶及び施政方針の表明をいただいた後、議案審議に入ります。本定例会に上程された議案は、町長提出議案 53 件であります。

次に、3 月 7 日は本会議 2 日目ですが、一般質問を行います。通告者は 9 名で通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようご協力をお願いいたします。

次に、3 月 11 日の本会議 3 日目は、連合審査会に付託して審査が行われた、平成 25 年度補正予算の 8 議案の採決を行います。

次に、3 月 17 日の本会議 4 日目は、本定例会最終日となります。予算特別委員会に付託して審査が行われた平成 26 年度一般会計を初めとした特別会計、事業会計の全 8 議案の委員長報告及び採決を行い、続いて閉会中の継続調査について、議員派遣についてを審議した後、町長に挨拶をいただき、閉会する予定です。

次に、連合審査会は、3月6日に開会し、各常任委員会合同で平成25年度補正予算8会計の審査及び採決を行います。

次に、予算特別委員会は、3月11日本会議終了後に開会し、平成26年度の各会計予算の概要説明を受けることに決定しております。3月13日についても予算特別委員会を再開し、質疑を行い、採決を行います。なお、本定例会に対し、陳情・請願の提出はありませんでしたので、各常任委員会は開かれません。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。配付してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をごらんください。議案第1号の専決処分につきましては、単独上程の即決、議案第2号及び第3号の条例の制定、廃止の2議案につきましては、関連があることから一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決、議案第4号から議案第14号までの条例及び規約の一部改正の11議案については単独上程の即決、議案第15号から議案第22号までの平成25年度補正予算の8議案については一括上程とし、各常任委員会合同の連合審査会に審査を付託することに決定しております。また、議案第23号から議案第30号までの平成26年度各会計当初予算の8議案については一括上程とし、議長を除く議員11名による予算特別委員会に審査を付託することに決定しております。なお、暫時休憩をとり、正副委員長互選も行われる予定です。

次に、議案第31号から議案第44号までの指定管理者の指定の14議案は、一括上程とし、採決はそれぞれ即決、議案第45号及び議案第46号の町道の廃止、認定の2議案は関連のあることから一括上程とし、採決はそれぞれ即決、議案第47号から議案第52号までの契約案件6議案については一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

次に、議案第53号の人事案件については、単独上程とし、採決については無記名投票と決定しております。また、本定例会会期中に追加案件が予定されておりますので、議会最終日までに議会運営委員会を招集し、取り扱いについて審議いたします。

以上が本定例会の会期・日程と議案の取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（前田 悦男君） 議会運営委員会委員長の報告は以上のとおりであります。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月17日までの14日間とし、議案の上程別及び採決別につきましても、合わせて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの14日間とすることに決定しました。

また、本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中に秋川衛生組合議会第1回定例会及び西秋川衛生組合議会第1回定例会並びに秋川流域斎場組合議会第1回定例会が開かれておりますので、その概要についてまず秋川衛生組合議会について組合議会議員の師岡 伸公議員から報告願います。

〔7番 師岡 伸公君 登壇〕

○7番（師岡 伸公君） 平成26年第1回秋川衛生組合議会定例会の報告をいたします。

去る2月24日午前10時から平成26年第1回秋川衛生組合議会定例会が秋川衛生組合で開かれ、町からは、町長、清水議員、宮野議員、私師岡と、宮田住民課長が出席いたしました。日の出町議会小玉議員が欠席で、12名の議員出席により定数に達しているため、議会が開催されました。

日程第1、議席の指定では、奥多摩町議会の構成が変わり、11番に清水議員、12番に私師岡、13番に宮野議員の指定が議長よりありました。

次の日程第2、会議録署名議員に1番合川議員、2番松原議員が指名され、次の日程第3で会議の決定では本日1日限りと決定されました。

次の日程第4、諸般の報告では事務局長から本議会の招集の告示を行った報告があり、白井管理者より大雪の被害が各地で報告され、孤立している集落もあり、ふだんの生活に戻れるよう、行政での1日も早い復旧が待たれています。また、奥多摩町議会議員の構成が12月に3名変わり、秋川衛生組合議員に就任したため、よろしくお願ひしたいとの報告がありました。

その後、専決処分した報告1件と、議案2件の審議をお願いしたい。近況報告として、大きな問題もなく、老朽化した施設の維持管理に努めているが、下水道の普及により、搬入量が減少している。平成24年再構築検討委員会を設置し、検討を重ねてまいりましたが基本計画案がまとまったので、後ほど説明をさせていただきたい。また、施設の運営上、秋川衛生組合と西秋川衛生組合を平成27年4月に統合を行いたい。との報告がありました。

次の日程第5、副議長の選挙では、議長が指名推選を行うことに議会で承認され、奥多摩町議会議員の中で、私師岡が指名推選され、採決の結果賛成多数により当選いたしました。



た。

副議長挨拶の後、日程第6、専決第1号 専決処分した秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について管理者より、東京都人事院の勧告により、公民格差の是正解消を図るため、昨年度よりマイナス0.2%減額となり、昨年12月の期末手当で調整した報告に対し、質疑もなく採決した結果、賛成多数により承認されました。

次に日程第7 議案第1号 平成26年度秋川衛生組合組織市町村の分賦金について総額は1億7,500万円とし、各市町村の分賦金はあきる野市が1億8,013万6,000円、日の出町が1,783万9,000円、檜原村が1,306万6,000円、奥多摩町が3,595万9,000円となり、質疑もなく採決した結果、賛成多数により可決いたしました。

次に、日程第8 議案第2号 平成26年度秋川衛生組合会計予算については、歳入・歳出総額1億8,894万4,000円とし、歳入での分賦金は12.5%減の1億7,500万円で国庫支出金、補助金では新施設の交付金として500万7,000円を見込み、繰越金では892万円、預金利子1,000円、雑入は1万6,000円をそれぞれ見込んでいます。

歳出では、議会費92万2,000円、事務所費3,344万4,000円で議員報酬と職員の給与などを見込んでいます。施設運営費では、対前年比8.8%減の1億5,157万8,000円を見込み、予備費では昨年同様300万円をそれぞれ見込み、質疑もなく採決した結果、賛成多数で承認されました。

次に、休憩の後、秋川衛生組合議会議員全員協議会が開催されました。秋川衛生組合汚泥再生処理センター整備計画の案についての概要の説明がありました。施設整備の基本方針では、秋川衛生組合の施設は古いもので45年、新しいもので19年が経過し、施設全体の老朽化が進んでおり、抜本的な対策が必要な状況であり、現有施設の処理能力は140キロリットルに対し、実質では32キロリットルと施設規模が課題化している。今後もさらに搬入量が減少すると予想されることから、今後のし尿のあり方を検討し、平成30年度竣工をめどに処理施設の基本整備計画を策定する。建設予定地は現在ある施設の敷地内に新設する。計画処理量は、1日あたり20キロリットルとする。水処理方式は、コストが最も安い浄化槽汚泥対応型とする。資源化の検討では、循環型社会形成推進交付金の交付を受けるため、奥多摩町小河内浄化センターから排出される汚泥を受け入れ、今後も処理する。秋川衛生組合に資源化設備を設置し、助燃剤を製造、西秋川衛生組合で助燃剤を焼却し、エネルギーに変換し、発電する。施設の管理については、公設公営方式で施設の運転管理は今までどおり民間に委託する。計画施設の設置者は、現有職員の有効活用や経費の節減、

施設のノウハウの活用とともに、資源物の区域内での利用等を勘案し、西秋川衛生組合と秋川衛生組合を統合し、西秋川衛生組合に設置する。施設規模の建築面積は、約 700 平方メートルと考えている。事業費は総額で、14 億 3,140 万円を予定し、そのうち国庫交付金は 3 億 3,300 万円、起債額は 7 億 3,000 万円、一般財源は 3 億 6,800 万円を予定しています。事業工程では、平成 27 年までに測量・設計などを行い、平成 29 年度までに新施設の整備工事を完成する予定との説明がありました。

その後、質疑に入り、子籠議員から地元自治会との調整については、との質問に対し、事務局から地元公害防止協議会で説明し、またその都度状況に応じて地元へ説明するとの回答の後、特に質疑もなく終了いたしました。

以上で、平成 26 年度第 1 回秋川衛生組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（前田 悦男君） 秋川衛生組合議会の概要報告は以上のとおりであります。

次に、西秋川衛生組合議会議員、須崎 眞議員から報告願います。

〔9 番 須崎 眞君 登壇〕

○9 番（須崎 眞君） おはようございます。

平成 26 年第 1 回西秋川衛生組合議会定例会の報告をいたします。

去る 2 月 24 日午後 1 時 30 分から平成 26 年第 1 回西秋川衛生組合議会定例会が開かれ、町からは、町長、杉村議員、原島議員、私、須崎と宮田住民課長が出席しました。

議長から、このたびの大雪で奥多摩町、檜原村では孤立した住民に対し、陸上自衛隊が派遣され、孤立解消対応をなされ、また被害に対しお見舞いを申し上げることとの発言の後、日の出町町議会浜中議員欠席で 12 名の議員により定数に達しているため、議会を開会する宣言が議長よりありました。

日程第 1 では、昨年 12 月に奥多摩町議会の構成が変わり、原島幸次議員が就任した報告と原島議員からの挨拶があり、議席の指定では 12 番須崎と 13 番杉村議員、14 番原島議員が議長より指名報告がありました。

次の日程第 2、会議録署名議員の指名では、2 番市倉議員と 3 番中嶋議員の指名が行われ、次の日程第 3 で、会期の決定は本日 1 日限りと決定されました。

次の日程第 4、諸般の報告では、管理者から 2 週間に続く大雪で奥多摩町ほか檜原村で道路の通行どめで住民生活に影響があり、お見舞いを申し上げることのほか、昨年 12 月 18 日に火入れ式の後、ごみ焼却も順調に行われ、発電も最高率の発電がされていること、3 月 29 日は完成式典を予定し、今回の定例会で専決 1 件、議案 5 件を審議していただき、新ごみ処理施設の運営ができるようお願いしたいこと、西秋川衛生組合と秋川衛生組合の

施設運営について平成 27 年 4 月に合併したい旨、正副管理者で協議しているとの報告がありました。

次に日程第 5、専決 1 号、専決処分にした西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について管理者から専決処分した報告の提案があったと小林事務局長から東京都人事院勧告により、官民格差を解消するため 0.2%引き下げを行うものであるとの報告の後、質疑もなく採決した結果、承認されました。

次に日程第 6 議案第 1 号 西秋川衛生組合運営基金条例について、管理者からごみ処理施設の平準化を図るため、施設運営基金条例制定についての提案の後、小林事務局長から条例の趣旨の説明と管理処分運営などの説明の後、質疑もなく採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決しました。

次に日程第 7 議案第 2 号 平成 25 年度西秋川衛生組合組織市町村負担金の変更について、2,658 万 3,000 円減額の総額 7 億 3,744 万 1,000 円とする提案の後、小林事務局長から均等割 10%、人口割 30%、事業割 60%の説明とそれぞれ市町村の負担割合の説明の後、質疑もなく採決した結果、賛成多数で原案のとおり可決しました。

次に日程第 8 議案第 3 号 平成 25 年度西秋川衛生組合会計補正予算第 2 号について、管理者から歳入・歳出予算の総額からそれぞれ 4,020 万円を減額し、歳入・歳出予算の総額をそれぞれ 54 億 3,234 万 2,000 円とするほか、地方債の補正については、提案説明の後、小林事務局長から歳入で臨時交付金の歳入を 1 億 8,341 万 7,000 円を追加し、9 億 4,744 万 1,000 円とするもので、国庫補助金で 318 万 5,000 円減額、西秋川衛生組合施設整備基金繰入金など 630 万 6,000 円減額し、ごみ処理施設建設事業債 2 億 1,400 万円減額などの詳細な説明と、歳出では総務費、地元対策費など 1,527 万 2,000 円減額し、廃棄物処理費では施設維持管理費の調整により 513 万円の減額を見込み、交際費では借入金利子償還経費 1,979 万 8,000 円を減額などの詳細な説明の後、質疑もなく採決した結果、原案のとおり可決しました。

次に日程第 9 及び日程第 10 の議案第 4 号 平成 26 年度西秋川衛生組合組織市町村の負担金について及び議案第 5 号 平成 26 年度西秋川衛生組合会計予算について関連があり、一括上程され、管理者から各市町村の負担金は総額で、対前年度比 2,068 万 2,000 円減額の 7 億 8,352 万円とし、平成 26 年度西秋川衛生組合会計予算を歳入・歳出予算の総額、歳入・歳出にそれぞれ 13 億 80 万 4,000 円と定める提案の後、小林事務局長から歳入に対して、対前年度比 41 億 6,458 万 7,000 円減額の予算で新施設の完成によるものと、歳出ではごみ処理施設事業で 42 億 672 万 7,000 円の減の 4 億 3,552 万 4,000 円の計上で、焼却施設

の完成で減額と、新年度は既設焼却炉の解体工事を予定しているほか、第2最終処分場で再生事業運営業務委託料として、3,111万9,000円を計上しているなどの詳細な説明の後、質疑では堀江議員より国債の購入や売電の予算は、との質疑で4億円の予定と委託会社の支払い分から差し引いた額を請求していることになっているためである。年間705万円の売電を見込んでいるが、それ以上になると思われる。と答弁の後、採決した結果、第4号及び第5号とも賛成多数で可決しました。

議会終了後、休憩を挟み、西秋川衛生組合全員協議会が開催され、西秋川衛生組合地元自治会との運営協議会要綱案について協議がなされ、小林事務局長から平成22年7月27日に行われた地元協議会での開催で、組合側の代表議員として出席することに違和感を感じ、あきる野市以外の市町村議員が出席していないことに疑問を感じている。議員活動は、中立な立場であるべき。議員として参加していないことにするなどの意見があり、地元3自治会と調整を図ったところ、今後も運営協議会に引き続き議員の出席をしていただきたい強い要望と、あきる野市以外の議員の出席もしていただきたいとの意見があった関係で、最終的に事務局と調整した結果、現在管理者及びあきる野市議4名で議会委員としているものを、議長1人、副議長1人、各市町村議員各1名の構成で、平成26年4月1日から協議会を行いたいとの説明に対し、質疑もなく承認されました。これをもちまして、各市町村で運営委員の代表を決定していただくことで全員協議会が終了しました。

以上で、西秋川衛生組合の平成26年第1回定例会及び西秋川衛生組合全員協議会の報告を終わります。以上です。

○議長（前田 悦男君） 西秋川衛生組合議会の概要報告は以上のとおりであります。

次に、秋川流域斎場組合議会議員、高橋 邦男議員から報告願います。

〔3番 高橋 邦男君 登壇〕

○3番（高橋 邦男君） 平成26年第1回秋川流域斎場組合議会定例議会の報告をいたします。

去る2月24日午後4時から、秋川流域斎場組合会議室において定例議会が開かれました。町からは、町長、酒井議員と私高橋と宮田住民課長が出席しました。

議長から、日の出町議の東 玉喜議員が欠席の届けが出ておりますが、定足数に達していますので、ただいまから議会を開会するとの宣言の後、日程第1、会議録署名議員の指名では、5番沢井議員、6番戸沢議員が指名され、日程第2、会期の決定では本日1日限りと決定されました。

次に日程第3、諸般の報告では、管理者から平成26年第1回定例会を開会したところ、

議員皆様の出席をいただいたお礼と、各所で大雪による災害が発生し、15日から16日にかけての斎場の利用ができない状況で、変更となったことのほか、15日通夜の方々は、帰宅が困難となり、この斎場に宿泊することになり、緊急に除雪した関係で帰宅できる状況となり、また平成25年度の施設の利用状況は順調に利用されており、この1月末までの火葬では、あきる野市が625件、日の出町は203件、檜原村は64件、奥多摩町は111件、外部は114件と全体では1,117件で前年度比8件の増となっている。また、斎場の利用状況は、あきる野市で183件、日の出町では83件、檜原村では9件、奥多摩町では22件、その他外部は17件と全体では314件と対前年比、43件の増となっている。火葬炉のれんが積みかえ修理も2月15日に完了し、また多摩循環組合との土地の契約は、3月31日を予定していること、この大雪で日の出町役場からのバイパス道路の除雪がいまだできていない状況であるとの報告がありました。

次に日程第4 議案第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて、秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、管理者から東京都人事院の勧告により、秋川流域斎場組合職員の給与について0.2%の引き下げを行う提案説明の後、質疑もなく採決した結果、賛成多数で可決いたしました。

次の日程第5 議案第2号 秋川斎場組合、斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について管理者から火葬組合外使用料を経常経費並びに西多摩地域の火葬場と均衡を図るため、また式場使用料を平成26年4月1日から消費税法の一部を改正する説明で、現行6万円を7万円に引き上げ、消費税は内税とする内容となる説明の後、質疑もなく採決した結果、賛成多数で可決しました。

次の日程第6 議案第3号 平成26年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金について管理者から総額で1億6,000万円、対前年比2.4%、380万円増の計上報告で、あきる野市が1億214万7,000円、日の出町が2,988万円、檜原村が1,062万9,000円、奥多摩町が1,734万4,000円となる説明の後、質疑もなく採決した結果、賛成多数で可決しました。

次に日程第7 議案第4号 平成26年度秋川流域斎場組合会計予算について管理者から歳入・歳出予算の総額は、歳入・歳出それぞれ2億6,516万9,000円と定め、対前年度比16.21%、3,699万9,000円増を見込んでいる。歳入では、負担金で対前年度比1,500万円増の1億6,000万円の計上、使用料及び繰越金は前年と同額の計上、諸収入では、対前年度比5,200万6,000円を計上し、奥多摩町からの加入負担金5,200万円を見込んでいる。歳出では、総務費の一般管理費で対前年度比5,634万1,000円増の1億1,245万円を計上し、奥多摩町からの加入配分金5,200万円が主なもので、斎場費では対前年度比2,369

万 7,000 円減の 9,911 万 1,000 円を計上しています。内容として、屋上防水鉄部の舗装設計委託料などの委託を計画しているとの説明の後、質疑もなく採決した結果、賛成多数で可決し、平成 26 年第 1 回秋川流域斎場組合議会定例議会を閉会しました。

以上で、組合議会定例議会の報告を終わりにいたします。

○議長（前田 悦男君） 秋川流域斎場組合議会の概要報告は以上のとおりであります。

以上で、議会関係諸報告は終わりました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前 10 時 50 分から再開いたします。

午前 10 時 39 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 5 本定例会の開会に当たり、町長より挨拶及び施政方針の表明があります。

河村 文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。

平成 26 年第 1 回奥多摩町議会定例会の開会に当たり、新年度の町政に対する所信を申し述べ、町民皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、去る 2 月 14 日金曜日の未明から降り始めた大雪は、町内全域に甚大な被害を及ぼしました。町では、前日からの気象庁による気象情報を注視し、2 月 14 日には本州南岸を低気圧が進むため、中国・四国・近畿から関東にかけて太平洋側を中心に雪で、大雪の恐れも、風も強く大荒れの情報を察知しており、同日午後 2 時 30 分に私を本部長とする雪害対策本部を設置して、町内の警戒に当たるとともに副町長以下 20 名に上る町職員を役場に待機させ、この日から 23 日の日曜日までの 10 日間にわたり、24 時間体制で住民皆様からの情報収集と対応に当たってまいりました。

大雪に伴う経過状況報告につきましては、先ほど副町長から申し述べたとおりでございます。以降、東京都西多摩建設事務所奥多摩出張所、奥多摩工区、及び地元建設業組合等と協力して、町内の国道・都道の幹線道路を中心に除雪を行ってまいりましたが、想像を

超える大雪となったため、町内の幹線道路が通行不能となり、公共交通機関ではJR青梅線や、西東京バスの運行が不通となり、小河内地域、日原地域についてはなだれや倒木等が相次ぎ、集落が孤立している状況にあることから、孤立集落の人命救助を優先し、2月16日日曜日午前6時に私が判断し、舛添東京都知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行いました。同日午前10時41分、自衛隊出動の決定があり、夕方から夜間にかけて自衛隊東部方面総監部第1施設大隊並びに除雪重機など、また東京都総合防災部防災課長ほか4名の職員が到着し、孤立集落の人命救助、食料、灯油等燃料の生活物資の搬送対策や国道、都道の幹線道路の除雪対策を協議することから、町、東京都西多摩建設事務所奥多摩出張所、奥多摩工区、警視庁青梅警察署、同奥多摩交番、東京消防庁奥多摩消防署、地元建設業組合など関係機関との町政会議を設け、午後9時30分より小河内、日原方面への除雪を昼夜を問わず行いました。

18日からは、自衛隊による小河内、日原地域の孤立集落への航空機による食料、燃料、医薬品等の物資搬送や自衛隊員による安否確認を行い、16日の日曜日の時点では日原、大沢、中山、原、川野、留浦、峰谷の7自治会266世帯494人が孤立しておりましたが、最終的には23日の日曜日の早朝では、小河内地区の奥集落で4世帯7人が孤立となっておりました。地元の住民皆様、警視庁青梅警察署、警視庁機動隊、東京消防庁奥多摩消防署、また社会福祉協議会が募集いたしました災害ボランティアの皆さん、町職員等による懸命な除雪作業により同日午後1時に孤立世帯を解消することができました。

2月14日から23日までの10日間、大雪による大災害が生じましたが、住民皆様を初め、東京都西多摩建設事務所奥多摩出張所、奥多摩工区、警視庁青梅警察署並びに警視庁機動隊、東京消防庁奥多摩消防署、地元建設業組合の皆様には昼夜を問わず、住民の安否確認、国道・都道・町道の除雪や交通機能の回復に努めていただき、また22日土曜日から23日日曜日までの2日間、100名を超える災害ボランティアの皆様には、道路を初め、民家へ通じる出入り口などの除雪をしていただき、深く感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

このような今まで例のない雪害対応を今後は記憶に残し、想定される有事の際の対応に係る初動体制をより強固に構築するとともに、早い段階で孤立地域の解消や国道・都道及び町道・林道等の生活道や交通機関等の早期復旧につなげてまいりたいと考えております。

次に、今年は私が住民の皆様から付託を受け、町長に就任した3期目の2年目の年となります。現在、町長として10年目を迎えているところでございますが、この間町民皆様そして議員各位のご支援ご協力をいただき、町の実情に合った町民目線の行政を推進して

まいりました。

昨年は、将来に希望の持てる出来事として、9月7日日本時間8日未明に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市として日本、東京が開催都市に決定いたしました。1964年、昭和39年以来56年ぶり2回目の開催となったことは、大変喜ばしく全国民が感きわまった感動の瞬間を迎えたことと思います。

オリンピックは観客も含め、海外から多くの人が訪れ、奥多摩にも足を運んでもらえるよう、今後住民皆様と一緒におもてなしの心でお迎えしてまいりたいと考えております。

次に、東日本大震災から間もなく3年が経過しようとしております。多くの方が震災の犠牲となり、お亡くなりになられた方、まだ行方のわからない方は、本年1月の報道では1万9,000人近くとなっております。現在でも仮設住宅等での不自由な生活を余儀なくされている方も28万人を超えるという厳しい状況となっており、これらの皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

次に、当町についての行政報告でございますが、既にご承知のようにごみ処理場につきましては、西秋川衛生組合組織市町村の同意及び地元自治会、あきる野市、高尾、留原、網代の人々のご理解をいただき、平成23年10月3日に東京都知事の許可を得て正式に西秋川衛生組合に加入させていただき、平成25年9月24日から12月1日までの間、21自治会を町担当者が訪問し、ごみ処理方法の変更について住民説明会を開催させていただきました。また、小規模排出事業者、ごみ袋を取り扱う販売店についても説明会を開催いたしました。平成26年1月より、西秋川衛生組合へ可燃・不燃・粗大ごみの搬入を開始しておりますので、今後も住民皆様にはなお一層ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、中学校の統合については、統合時期は平成27年4月、統合後に利用する校舎は氷川中学校に決定いたしました。現在は、中学校統合準備委員会を設置し、通学方法、学校名、学校運営等の必要事項を検討しており、今後は統合に向けた準備を着実に進めてまいります。

さて、平成26年度は平成22年度にスタートした第4期奥多摩町長期総合計画の後期基本計画の5年目となり、平成17年度に10カ年の計画として策定した第4期奥多摩町長期総合計画のいよいよ仕上げの年を迎えます。この計画の中では、明日の奥多摩をつくる先駆的な役割を果たす「奥多摩創造プロジェクト」として健康と子育て創造、生活創造、教育創造、山の暮らし創造、若者定住化創造の5つのプロジェクトを設定し、まちづくりの将来像である「人・森林（もり）・ふれあい三重奏～森（しん）世紀ふるさとづくり 奥多



摩～」の実現に向け、戦略的な取り組みを展開し、推進してまいりました。

平成 26 年度にあっては、計画に盛り込んだ各種の施策や、これに伴う事業の実現に向かって一層の推進を図るとともに、これら事業の達成度やそれに基づく見直し等の作業、あるいは昨今の社会経済の変化に伴い、新たに発生した行政需要への対応を含め、平成 25 年度に条例で規定しました 50 名の委員の委嘱を行い、奥多摩町まちづくり計画住民委員会を設置し、同時に行財政部会、教育文化部会、健康福祉部会、生活環境部会、観光産業部会の 5 つの部会を設置いたしました。住民皆様からは、まちづくりに対する問題・課題及び今後の方向についてご意見・ご提言を多数いただき、住民皆様と協同して新たに平成 27 年度を初年度とする今後 10 カ年の町の指針となる第 5 期奥多摩町長期総合計画を策定中であります。

私は、再三申し上げてまいりましたが、当町の最重要課題は過疎化、少子高齢化対策であります。これまでの施策は、一定の効果があるものの以前少子高齢化が進行していることから、さらなる少子高齢化対策・定住化の促進を実現するため、平成 25 年度を初年度とする「少子化対策・定住化対策総合計画（緊急 3 か年計画）」を策定し、引き続き若者が住みたい町を目指して推進しております。平成 26 年度は、少子化・定住化対策事業として、社会環境の変化や、経済状況の悪化などにゆとりがなく、友人たちとの交流、出会いの機会が少なくなっている友達や仲間、パートナーづくりができる場の提供として、「奥多摩町出会いの場ふれ愛サポートセンター」を設置し、ふれ愛サポートセンター登録者定住助成金、おせっかい支援員による結婚定住助成金を新設するとともに、交流の場事業を新設いたします。

また、町独自の子育て支援策として、保育園保育料助成事業、学校給食費助成事業、入園・入学・進学支援事業を行うなど 14 事業にわたる子供・子育て支援推進事業を展開しておりますが、平成 26 年度レベルアップ事業としては、公共交通不通時高校生通学支援事業として、高校生のいる家庭にタクシー料金の一部もしくは、ガソリン券を助成してまいりましたが、タクシー料金の一部もしくは、ガソリン券の助成額を 3,000 円を限度としておりました条件を緩和し、金額を 5,000 円として支給してまいります。また、学校給食費助成事業では、小中学校給食費を半額程度助成してまいりましたが、全額助成として支給してまいります。これらの支援事業を受けるためには、町内に在住していることはもちろんですが、住民税や保育料、ごみ処理手数料などが滞納していないことが要件であり、この点単なるばら撒きの助成事業ではなく、保護者の方にも町民としての当然の義務を負っていただきながら、奥多摩町の中で安心して子供を生み育てることができるように支援をして

いくことを目的としておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

これ以外にも、職員で構成する「空家等活用対策プロジェクトチーム」を設置し、町内にある空き家等の活用について一層推進するための方策や、新たな宅地分譲事業や、若者賃貸住宅整備などの可能性を検討しているところであり、今後も総合的な若者の定住対策を一層推進してまいります。

次に、多くの住民の方々から関心が寄せられております、鳩の巣荘の建てかえについてですが、平成25年度から27年度までの3カ年の継続事業として工事を行ってまいります。平成26年度は、鳩の巣荘本体の建設工事、工事管理委託、平成27年度にかかる周辺整備測量設計委託が主な事業となります。

平成26年度当初予算に計上した建設にかかる事業費ではありますが、工事請負費については平成25年度が1億9,915万円、平成26年度は7億6,995万円、平成27年度が、9,060万円となっており、3カ年の合計、10億5,970万円。また、管理委託料については平成25年度が289万3,000円、平成26年度が1,602万3,000円、平成27年度が293万円、3カ年の合計、2,184万6,000円となっており、また周辺整備測量設計委託については、平成27年度に1,243万円、備品購入費については、平成27年度で8,200万円を見込んでおり、各年度の総額は平成25年度が2億204万3,000円、平成26年度が8億8,040万3,000円、平成27年度が9,353万円となり、3カ年の合計で11億7,597万6,000円を見込んでおります。

全体事業は、平成27年度までを見込んでおりますが、建物本体工事は平成26年度中に完成いたします。また、一部入り口部分の道路の拡幅工事や、駐車場及び周辺整備工事は平成27年度工事となります。

リニューアルされた鳩の巣荘のオープンは平成27年度の早い時期を予定しており、完成後は観光立地を標榜する当町の観光拠点として森林セラピー事業や、山のふるさと村、都民の森など他の事業や施設との連携を図るとともに、他の旅館等の宿舎や観光施設にも効果が波及することで、町全体の活性化と雇用対策と地域振興につながっていくことを期待するものであります。

このため、今後も私は、今まで町長として培ってきた経験や職員時代の行政経験、近隣市町村や東京都との貴重な信頼関係を大切に、行財政運営を行うとともに、今最も重要であると考えておりますのは、行政の継続性・信頼性であります。そのために、町長就任以来私の基本理念であります、住民皆様が何を考え、何を求めているかを常に意識し、スピード感を持ってバランスの取れた行政運営と自助・自立の挑戦運営を行うことを基本と

して、率先垂範、不撓不屈の精神で粉骨砕身努力してまいりますので、住民の皆様、そして議員各位のご支援、ご協力を引き続き賜りますようお願いを申し上げます。

次に、町を取り巻く国・都の行財政環境について申し上げます。

政府は、平成 26 年 1 月 24 日に「平成 26 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」及び「産業競争力の強化に関する実行計画」を閣議決定し、2 月 6 日には平成 25 年度の補正予算を成立させております。2014（平成 26 年）4 月からの消費税引き上げによる負担が家計にずっしりとのしかかることから、生活の打撃を和らげるため、低所得者への現金給付などが実施されるものの、高齢化を背景に膨らみ続ける社会保障費の抑制で年金支給額などが減るため、国民は厳しいやりくりを余儀なくされております。

2014 年（平成 26 年）4 月に消費税率が 5 % から 8 % に上がり、買い物時の支払額は 3 % 分増える計算になることから、2013（平成 25 年）補正予算案により、低所得者の世帯には、一人 1 万円が支給されることとなりますが、1 回限りのため、負担増が続くことへの不安は消えません。ただし、住宅ローン減税は 4 年間延長され、認定住宅は最大控除が 500 万円に拡充され、自動車取得税も 1 ないし 2 % 引き上げ引き下げられるなど、増税後の買い控えを抑えるための対策が用意され、大きな買い物を予定している人には安心材料ではないかと思っております。

次に、医療・介護の保険料は値上がりし、国民健康保険は保険料の上限が年間 4 万円、75 歳以上が加入する後期高齢者医療制度は 2 万円引き上げられる見通しとなっております。また、これまで 70 歳から 74 歳は医療費の窓口負担が 1 割で済んでいましたが、4 月以降には、70 歳になる人は 2 割に上がり、年金支給額も物価水準に比べて高いとして 1 % 減となっております。

高校授業料の無償化制度については所得制限が導入され、年収 910 万円以上の世帯は 2014 年（平成 26 年）度入学生から有償となり、一方、年収 250 万円未満などの低所得世帯の高校生には授業料以外の教育費負担を減らすため、新たに就学給付金が支給されます。

また、子育て世代に朗報として、育児休業給付金が、最初の 6 カ月間は休業全賃金の 50 % から 67 % へ引き上げられ、男性の育児参加や女性の職場復帰の増加につながるとともに、児童手当の給付対象となっている中所得世帯には「子育て一時金」として、子ども 1 人につき 1 万円が支給されることが示されております。

平成 26 年度当初予算案につきましては、一般会計予算の総額は 95 兆 8,823 億円で、安倍政権が初めて本格的に編成した予算となりました。防衛関係費を 2 年続けて増やしたほか、原子力発電所事故への対応で「国が前面に立つ方針」を反映した阿部カラーをにじま

せる内容が示されております。

歳入では、税収が7年ぶりに50兆円を回復したため、新たな借金となる新規国債の発行額は3.7%減り、景気の下支えと財政健全化への両立を目指す内容となっております。

歳出面では、安倍政権の特徴が随所にかがえる予算となり、主な政策経費では、防衛関係費（在日米軍関係経費を除く）は、11年ぶりにプラスに転じ2013年度（平成25年度）予算に続く増加で、伸び率は2.2%と、13年度0.8%増を上回っております。これは、中国が急速に軍備を拡張させながら、海洋進出の動きを強めていることを踏まえ、早々に増額方針が固まったものであります。

また、公共事業費は5兆9,685億円と対前年度に比較して12.9%増加し、道路整備などの予算を管理する特別会計が2013年度（平成25年度）で廃止になり、その分がかさ上げになり、それを除いても1.9%増額となっております。

目指す目標として経済再生、デフレ脱却、財政健全化を掲げるとともに、成長戦略や安全保障など安倍総理が重視する政策に予算を手厚く配分したのが特徴となっており、4月の消費税引き上げによる増収分については、社会保障の充実に充てていることが示されております。

この予算につきましても、先日の2月28日の衆議院におきまして予算が確定され、30日以内に参議院が議決しない場合には年度内予算が確定するという状況でございます。

次に、東京都関係ですが、昨年12月に猪瀬直樹・前東京都知事の突然の辞職に伴い、平成26年2月9日執行された東京都知事選挙では、2月8日未明から2月9日未明にかけて大雪となり、奥多摩町の全13投票所のうち、第8投票所（大沢生活改善センター）、第9投票所（日原生活館）において、投票開始時刻を2時間おくれで開始された記憶も新しく、即日開票をされ、元厚生労働大臣の舛添要一氏が初当選し、東京都知事に就任いたしました。

1年置きのリダーの交代となり、特に都の新年度予算においては、知事不在のまま2014年度（平成26年度）予算原案が1月17日に発表されました。この時点では、経費回復と消費税増税で、都税収入が大幅増となったため、一般会計は2年連続のプラスとなりました。ただし、2月9日執行の知事選後に、新知事の意向を踏まえて最終的な予算案が固まるとのことから、新知事の方針によって組み替えられる可能性のある暫定案として発表されました。

以降、復活予算編成を終え、舛添要一東京都知事就任後、2月18日の記者会見で、2014年度（平成26年度）予算を発表し、知事空席中の暫定案には手を加えずに、そのまま本予

算とし、舛添知事都知事選に掲げた公約を反映させた計 77 億円分の追加事業を 2014 年度（平成 26 年度）補正予算案としてまとめ、追加事業の財源は全額基金で賄うと示されました。

さて、2014 年度（平成 26 年度）の東京都予算原案、補正予算案は、去る 1 月 17 日と 2 月 17 日に発表されましたが、2 月 26 日に開会した平成 26 年第 1 回都議会定例会に提案され、現在、審議中であります。

東京都では予算の編成方針を「世界一の都市、東京の実現に向けて新たな一步を踏み出す予算」と位置づけ、1 として、都民の安全・安心の確保に向けた取り組みを加速するとともに、都市の活力を向上させる施策を積極的に展開し、オリンピック、パラリンピックに向けて東京の魅力を一掃高めていくとしております。

2 として、将来にわたる施策展開を支え得る財政基盤をより一層強固なものとしていくため、一つ一つの施策の効率性を高める取り組みを徹底することなどにより、都民の負託に的確にこたえる都制を実現していくことを基本に編成しております。

これに基づき一般会計の予算規模は、前年に比べて 6.4%増の 6 兆 6,698 億円の増額予算となりました。歳入の約 7 割を占める都税は、前年度に比べて 9.1%増の 4 兆 9,698 億円を見込んでおりますが、これは都税で企業収益が引き継ぎ堅調に推移していることや、地方消費税率の引き上げの影響などから、前年度に比べて 3,894 億円、9.1%の増となっております。また、都税収入は、法人二税の占める割合が高いため、景気変動の影響を受けやすく、極めて不安定な形で増減を繰り返しており、今後の税収動向を慎重に見きわめながら、適切な財政運営に努めていくとしております。借金に当たる都債については、将来の財政負担を見据えた上で、投資的経費など必要な施策の財源を確保するため、計画的に活用し、前年度と比べ 105 億円、2.3%の減を計上しております。

こうした中、都民の暮らしや市町村への支援など政策経費である一般歳出は、都民の安全・安心の確保に向けた取り組みや、都市の活性化を向上させる取り組みなどに財源を重点的に投入したことから、前年度に比べ 2.5%増の 5 兆 7,087 億円となりました。

このうち経常経費では、内部努力により取り組む給与関係費などを削減する一方で、少子高齢化対策や中小企業への支援など都政が直面する課題に的確に対応した結果、前年度に比べて 1.7%増の 3 兆 7,900 億円となっております。

また、投資的経費では、緊急輸送道路の機能確保など災害に強い都市づくりや、東京の国際競争力の向上に資するインフラ整備などを着実に進めることにより、前年度に比べて 10.7%増の 6,477 億円となります。

以上、これら東京都の歳出予算の中でも、とりわけ総務局が所管する市町村総合交付金

は平成 25 年度では 465 億円が交付され、平成 26 年度においては、さらに 8 億円が上積みされ 473 億円が計上されております。

これは国が「地域の自主性と自立性を高め、地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」と位置づけている地域主権改革により、国や東京都から事務や権限が移譲されるなど、市町村の役割がますます高まっている中、厳しい財政状況に置かれている多摩・島しょ地域の市町村に対して、総合的な財政支援を行い、市町村行財政基盤の安定強化を図るためには支援が不可欠であるとの判断と東京都市長会並びに町村会からの強い要望により、制度創設以来 9 年連続して伸びているものであります。

この市町村総合交付金は、当町の財政運営の根幹を支えるものでありますので、今後も予算の確保と増額について東京都町村会等あらゆる機会を通じ、強力に要望してまいりたいと考えております。

次に、平成 26 年度町の予算の基本的な考え方について申し上げます。

このような社会経済状況の中、町財政における自主財源である税収は平成 19 年度以降 7 年連続して減少する見込みであり、地方交付税において支払い延期等のおそれを含め、地方自治体に配分する出口ベースで前年度より減額される見通しであること、基金積立については、これまで順調に伸びてきているものの、予定される大型事業や下水道事業の起債に伴う本格的な償還を控え、それらの財源として充当を予定していること、赤字補填債といえる臨時財政対策債を今後も発行可能限度額まで借りていく必要があることなどを考慮すると、平成 26 年度の財政状況も極めて厳しい状況下にあると認識しております。

しかしながら、平成 26 年度を目標年次とする第 4 期長期総合計画「森世紀計画」の推進と成果を念頭に置き、行政改革大綱に基づき事務事業評価システムの確立を図り、個々の事業については、費用対効果の面からも厳しい見直しを行い、歳出全般の効率化を図るとともに、予算の執行について関連法令等にのっとり適正かつ迅速に行うことが必要であるとと考えております。

また、財源については、引き続き限られておりますので、一層重点的、効率的に配分するなど、職員一人ひとりが行財政改革の必要性を改めて認識し、財源の確保を含め、一丸となって取り組むことで、住民福祉の向上と個性的で活力ある持続可能な地域社会の実現を図っていく必要があります。

平成 26 年度予算は、以上の基本的考え方に立って、一つとして、社会経済情勢の急速な変化を十分に見据え、限りある財源を重点的、効率的に配分し、住民に密接した重点施

策を推進し、長期総合計画「森世紀計画」の実現を目指す。

2として、さらなる行財政改革を行い、身の丈に合った健全な行財政運営を推進することを基本に編成をいたしました。

次に、平成26年度の主要な事業について申し上げます。

最初に、東京都の施設整備事業について申し上げます。

建設局所管関係では、多摩川南岸道路関係の進捗状況と今後の予定についてですが、現在、整備を進めております城山工区の2,800メートルのうち、トンネル前後の「まごご橋」及び「将門大橋」につきましては、既に完成をしております。

また、城山トンネルにつきましては昨年3月9日に貫通し、現在、トンネル内部の舗装工事を実施しております。城山工区は、当面、将門連絡橋を経由し、国道とアクセスするため、将門連絡路の工事が開通に向けて急ピッチで進められており、東京都では平成27年春の開通を目指し、現在、工事を進めているところでございます。

この城山工区が開通すると、多摩川南岸道路7,000メートルのうち、既に開通している工区を含め5,100メートル、約73%完了し、地域の安全度が飛躍的に向上するものと考えております。

引き続き、残る丹三郎工区につきましても、早期に着手していただき、小丹波地区以西のダブルルート化を図り、災害時の住民の孤立化を防ぐ多摩川南岸道路の全線開通を強く要望してまいります。

あわせて、町としても丹三郎工区の早期事業化に向けて東京都と一緒に、地元調整等に邁進していきたいと考えております。

国道、都道の改良につきましては、安全対策工事のほか、老朽化した路面の打ちかえや、落石防護工事を予定しており、砂防工事事業では、海沢地内で砂防工事を行うほか、原地区で急傾斜地の崩壊防止工事が行われる予定であります。

次に環境局所管では、多摩の森林再生事業については、平成14年度から平成25年度までの12年間で約3,150ヘクタール、町内私有人工林の41.5%の森林の間伐を行い、森林の持つ公益的機能の回復を図ることができました。平成26年度から2回目の間伐が始まり、新規実施箇所とあわせて実施していくことで、林業振興や森林の持つ公益的機能の向上を図ってまいります。

また、花粉症発生源対策事業については、間伐や強度の枝打ちの実施、スギ・ヒノキの伐採と、植樹及び多摩産材の利用拡大を図ることで、花粉の少ない森づくりを推進してまいります。

次に、産業労働局所管では、シカ被害対策として、「第4期東京都シカ保護管理計画」のに基づき、裸山を引き起こす原因であるシカを近隣県や隣接自治体と連携して捕獲するなどの対策を引き続き実施してまいります。

また、シカ以外の野生動物による農作物被害は、昨年は山の実りが豊作でしたが、今年は凶作になる危険性が高く、山の実りが凶作だと、農作物被害が増大する危険もあり、より一層の獣害対策を強化するとともに、防護ネットの設置や追い払い対策、捕獲機材の購入など支援を引き続き要望してまいります。

また、今回の大雪で、多くの農業者等（ビニールハウス等）の被害を受けております。特にワサビの被害は被害状況を把握するよう全容を尽くしておりますが、いまだに谷筋に大量の雪が残っていることから、全体の状況がわかっておりません。今後、雪解け等を待って被害調査を行ってまいります。

また、ワサビ田やワサビ田用モノレール、防護ネット等施設はをもとより、栽培しているワサビ本体も雪崩により甚大な被害が発生していること予想されます。これらの農業被害やワサビ被害を把握し、東京都に対して支援の要望を行ってまいります。

ま、林道の整備では、2路線の開設工事（梅沢寸庭線・越沢線）を予定しているほか、のり面等の改良工事費及び災害普及工事、町から要望している治山工事を予定しております。

現在も通行どめが続いている日原鍾乳洞線につきましては、産業労働局の治山工事として平成25年度で完了し、平成26年度からは都建設局で工場を実施する予定であります。

次に、水道局所管であります。町内の水道施設については、平成25年度から実施している「新檜村浄水所」構築工事は、平成26年度を完了として、引き続き工事が実施されます。

また、小河内、大丹波、日原地区に基幹施設の整備として、平成26年度から浄水場施設整備等の事業、浄水場関連の導水管、送水管の整備を実施する予定であります。

奥多摩湖周辺の整備については、色彩豊かな水辺環境の保全と再生への取り組みを継続するとともに、奥多摩湖に流れ込む峰谷川の河川に堆積している土砂のしゅんせつ事業も継続的に実施してまいります。また、奥多摩湖いこいの路が開通し10年が経過しているので、落石防止対策等の整備を平成26年度から2カ年で進める予定であります。

さらに平成22年度から実施をしている「民有林のモデル購入事業」は、名称が「民有林購入事業」構築に変更となり、平成25年度から多摩川と日原川との合流点より上流域まで対象範囲が拡大されております。事業は順調に進んでいる模様ですが、所有地の確定な



どの諸条件の調整に時間がかかっていると聞いております。しかし、手つかずのまま荒廃が進み、所有者が手放す意向のある森林を、東京都が購入し、手を入れることで、将来にわたり、都民の水がめである奥多摩湖含む多摩川の上流域の山林が適正に維持管理されことは、当町にとっても有意義なことで、今後も継続して実施されることを期待しております。

次に、「第4期奥多摩町長期総合計画」の施策の大綱に沿って、奥多摩町の平成26年度予算案で、特に重点としている施策や新規事業につきましてご説明をさせていただきます。

第1章の「生涯を健康で楽しく豊かにささえあうまちづくり」における「住民参加（協働）の健康管理意識の高揚～」では、各種健診の実施や地域での健康相談体制の充実により、自己の健康管理意識の高揚と普及啓発に努めてまいります。

特定健康診査、成人新検診、胃がん検診ほか7検診実施いたします。また、4年目になりました森林セラピー健康づくり事業では、多くの住民の皆様、各自治会を対象として開催し、地域住民相互の交流及び健康づくりの一助となるよう実施してまいります。

奥多摩病院改革プランに基づき、病院運営の改善に向け、土曜外来診療や午後外来診療など各種施策を実施してまいります。

また、患者の通院の利便性の向上を図ることから、平成26年4月より、病院から帰る患者さんを対象に、ワゴン車による奥多摩駅までの運行サービスを実施するとともに、病院の経営改善や地域医療体制の充実を図ってまいります。

次に、「世代をこえて楽しめる風土づくり」では、地域の生活館等を活用し、高齢者を熱中症等から守るため、引き続き高齢者熱中症等対策事業を実施してまいります。

次に、「まちぐるみのでかさえあう福祉の推進」では、少子化・定住化対策事業として、社会環境の変化や経済状況の悪化などにより、ゆとりがなく、友人たちとの交流、出会いの機会が少なくなっている男女に「ともだち」や「なかま」「パートナー」づくりができる場の提供として、奥多摩町出会いの場ふれ愛サポートセンターを設置し、ふれ愛センター登録者定住助成金、おせっかい支援員による結婚定住助成金の新設と「交流の場事業」を新設いたします。

また、平成26年度レベルアップ事業としては、公共交通不通時高校生通学支援助成事業、学校給食費助成事業の助成額の拡充を行ってまいります。臨時福祉給付金事業並びに子育て世帯臨時特例給付金事業では、平成26年4月1日から消費税が8%引き上げられることから、所得の低い方々への負担の影響を鑑み、また、子育て世帯への影響を緩和することなどから、暫定的、臨時的な措置として、新規に支給されるものでございます。給付

額は給付対象者 1 人につき 1 万円、臨時福祉給付金では普及対象者の中で対象要件に該当する方には 5,000 円を加算して支給される制度であります。

障がい者福祉の充実では、保健福祉センター内に障がい者の虐待を未然に防止するため、障害者虐待センターが設置されており、今後もこの部分について、障がいを持つ方々が住民の皆様の理解と協力のもとに地域の一員として生き生きと暮らしていけるよう、在宅サービスを充実するとともに、専門相談員による就労サポート事業を継続して実施して、在宅障がい者の自立と社会参加を促進してまいります。

高齢者福祉の充実では、地域包括支援センター並びに高齢者見守り相談員とともに、保健・医療・福祉の関係機関をはじめ、地域の民生・児童委員、保健推進員、住民と連携し、地域における見守りや支え合いのネットワークを図り、地域包括ケアシステムの構築を推進いたします。

地域の支え合いの強化では、買い物や病院に行けない方々や交通弱者などの救済措置として、地域ささえあいボランティア事業を新規に実施してまいります。

次に、「第 2 章 奥多摩<sup>まる</sup>〇ごと元気」における「自然とともによみがえる環境」では、環境基本計画をもとに、町民の健康で安全かつ良好な生活環境の向上と自然環境の保全を図ってまいります。

西秋川衛生組合の新炉が完成し、平成 25 年 12 月 28 日に火入れ式が行われ、新しい熱回収施設はごみ発電設備を備え、1 日 24 時間稼働する施設の予熱を電気にかえて利用することができます。

町では平成 26 年 1 月 6 日より西秋川衛生組合で、可燃、不燃、粗大ごみなどの搬入を開始しております。これまで行ってきたごみの資源か化、減量化をより一層推進するために引き続き自治会を通じた資源ごみ回収を促進するとともに、コンポスター購入補助事業を実施してまいります。

次に、「豊かな<sup>こころ</sup>人情かよう町」では、下水道事業では、早期に全町水洗化を実現するため、平成 27 度を完了年度として、奥多摩処理区公共下水道事業や市町村設置型浄化槽整備事業を計画的に推進してまいります。平成 26 年度の公共下水道の整備については、登計地区及び海沢地域を対象に延長 8.8 キロの管渠敷設等の工事を行います。また、新たな供用開始区域は、長畑地域、栃久保地区、南氷川地区及び大丹波地区の一部を予定しております。

次に、「<sup>こころ</sup>人情かよわせ暮らしの安全対策」では、東京都が指定する特定緊急輸送道路、町では青梅街道となりますが、この道路沿いに旧耐震基準で建築され地震等の倒壊により

道路を塞ぐおそれのある建物を対象に、耐震診断、耐震設計及び耐震改修に要する経費の一部を補助することで、災害時の避難路及び輸送路を確保し、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

消防団員装備を充実することで、消防団員の確保を図るため、消防団員のヘルメットを一斉更新するとともに、小型動力ポンプ、消防用ホース、格納箱等の消防防災資機材の充実を図ってまいります。

機能的な道路建設の推進では、松葉穴沢線、南平熊沢線、白丸丸の内西線、一付線、坂下中井戸線、入屋ヶ谷中央線などの整備を実施いたします。

安全で快適な環境づくりに配慮した道路改良の推進では、町内全域の道道路維持補修工事のほか、「長寿命化修繕計画」に基づき、北氷川橋補修設計委託を実施いたします。

次に、「第3章 豊かな自然に育まれるまちづくり」における「自然から学ぶ奥多摩っ子の育成」では、中学統合事業については、奥多摩町立中学校統合準備委員会のもと、学校名、校歌、校章等検討部会のほか、3部会により、学校名、通学方法、学校運営との必要事項を検討し、統合に向けた準備を確実に進めてまいります。

安全で安心な子育てを推進するため、昨年に引き続き、小・中学生の卒業アルバムの制作にかかる経費について、1人1万円を助成し、子どもを持つ家庭の経済的負担の軽減を図ってまいります。

子どもたちが木のぬくもりを感じながら、意欲的に学習に取り組む環境を整備するため、小学校の木質化整備を引き続き実施いたします。

また、古里小学校キューピクル受電設備改修工事、氷川小学校芝生化整備工事を行い、子どもたちが安全で充実した学校生活を送れるように教育環境の整備を図ってまいります。

次に、「<sup>まち</sup>地域と<sup>ひと</sup>人材を活かした<sup>きょういく</sup>共育」では、国際交流事業の推進として、引き続き中学生の海外派遣事業を実施するとともに、語学教育の充実を図ってまいります。また「国際交流音楽祭」については、平成26年度は西多摩地区の自治体と共同で開催実施を予定しております。

次に、「おくたま文化の公開と活用」では、指定文化財の整備事業として、町指定文化財の白丸獅子舞祭事場等保修整備、大丹波獅子舞祭具等の整備を実施してまいります。

次に、「第4章 体験と交流のまちづくり “どうよ山の暮らし”」における「新たな観光戦略の展開・推進」では、奥多摩町観光ビジョンに基づく観光振興のあり方や振興施策を踏まえ、今後とも観光振興を一層推進するとともに、平成25年度に補助事業を制度化し、観光客の誘致と宿泊業者の活性化を図るため、冬期における宿泊観光客に対する補助事業

を実施し、滞在交流人口の増加を図ってまいります。

観光施設整備関係では、町の観光拠点として国民宿舎鳩の巣荘の建て替え工事の2カ年目となり、建物本体工事を完了させ、リニューアルした鳩の巣荘を平成27年度の早い時期にオープンを予定しております。

多くの観光客が訪れていただくためにも、清潔で、快適なトイレ整備が必要であることから、日本で一番きれいなトイレを目指し、本年度は町営氷川駐車場トイレ改修工事を実施し、以降、計画的に公衆トイレの整備を図ってまいります。

登山道及び遊歩道等の景観対策では、森林資源を活用した観光振興森林整備事業を新たに実施してまいります。

観光機関との連携では、一般社団法人奥多摩観光協会による観光事業者の研修会や観光ガイドの活用、後継者の育成を図ってまいります。

次に、「森林を核とした地域産業の創造・推進」では、木質バイオマス推進事業では、間伐材を利用するために最大の課題となっております「山からの搬出」を可能にするため、平成25年度に搬出機器の整備を行い、「もえぎの湯」で使用するチップの燃料をはじめ、町内の森林資源の利用を促進し、町の豊かな森林資源の有効活用を図るため、木材の買取制度、地域通貨活用した地域の振興、活性化を試行的に実施してまいりましたが、平成26年4月より本格的に実施してまいります。

地場産業の振興では、ブランド化を図るため、商標登録した「治助イモ」について、地域振興核となるよう栽培面積の拡大や収穫量の増加を目指すほか、特産物であるワサビの後継者育成対策として「奥多摩わさび塾」事業を継続するとともに、生産者の労働力や通作時間の短縮を図ることから、山葵田モノレール整備事業を実施してまいります。

獣害対策として、シカ緊急捕獲事業、山葵田防護網設置事業、警戒システムの整備を継続するとともに、猟友会の後継者育成のため、昨年度に引き続き、猟友狩猟免許取得にかかる経費の助成を行ってまいります。

林道の整備では、名坂線林道の開設工事やイヤ入線林道、大丹波線林道、君平線林道の改良を行ってまいります。

次に、「第5章 自立してともに生きるまちづくり」における「時代に即応した新たな住民自治の創出」では、コミュニティー施設整備事業として、白丸生活館建設事業、境コミュニティセンター補修事業等を実施してまいります。

第5期長期総合計画策定業務を昨年度から引き続き作業を実施し、平成27年度を初年度とする10カ年の総合計画を策定してまいります。

ホームページの管理では、町の魅力をアピールしたシンプルでわかりやすい内容を基本として更新してまいります。

町制施行 60 周年記念事業では、平成 27 年度に町制施行 60 周年を迎えることから、記念誌の作成、町の公式マスコットキャラクターなどの製作準備を進めてまいります。

まだまだ多くの事業を予定しておりますが、その他の施策等につきましては、この後、配布いたします「平成 26 年度当初予算（案）の概要」をごらんいただきますようお願い申し上げます。

次に、平成 26 年度の予算案について申し上げます。

平成 26 年度の予算規模は、一般会計総額 63 億 3,000 万円で、前年度に比較して 3 億 9,000 万円、6.6%の増となっております。

歳入の主な増減は、町税で 3,740 万 1,000 円、4.7%の減、分担金負担金 3,240 万 1,000 円、61.7%の減、国庫支出金 2,745 万 2,000 円、24.6%の増、都出資金 1,023 万 7,000 円、0.4%の増、繰入金 3 億 1,200 万円、86.5%の増、町債 500 万円、△の 2.9%の減などであります。

一般会計の歳出の主な事業としては、鳩の巣荘建設工事費、監理委託料、周辺整備測量設計委託、備品購入費、町道や林道の新設・改良、維持補修、白丸生活館建設事業、臨時福祉給付金事業、子育て世帯臨時特例給付金事業、少子化・定住化等関連施策を実施いたします。また、奥多摩処理区公共下水道事業の供用区域の拡大に伴い、この地域にある生活館、消防詰所、公衆トイレ等公共施設の排水を下水道へ接続するための工事についても引き続き予定をしております。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、病院事業会計の 5 つの特別会計、企業会計に対する一般会計からの繰出金、補助金等につきましては、合計で 8 億 1,514 万 2,000 円を支出いたします。

次に、特別会計でございますが、都民の森管理運営事業特別会計の総額は 6,850 万円で、前年度に比較し 50 万円、0.7%の減であります。

山のふるさと村管理運営事業特別会計の総額は 1 億 6,120 万円で、前年度に比較し 20 万円、0.1%の増であります。

国民健康保険特別会計の総額は 8 億 6,500 万円で、前年度に比較して 3,400 万円、4.1%の増で、保険給付費の増が主なものであります。

後期高齢者医療特別会計の総額 2 億 600 万円で、前年と同額であります。

介護保険特別会計の総額は 8 億 4,500 万円で、前年度に比較し 4,500 万円、5.6%の増

で、居宅・施設介護サービス等給付費の増が主なものであります。

下水道事業特別会計の総額は12億1,200万円で、前年度に比較し4,000万円、3.4%の増で、公債費の増が主なものであります。

次に、公営企業会計である病院事業会計は、歳出ベースで5億2,800万円で、前年度に比較して2,850万円、5.7%の増で、医業費用の増が主なものであります。

以上8会計の予算総額は、歳出ベースで102億1,570万円、前年度に比較し5億3,720万円、5.6%の増となっております。

引き続き大変厳しい財政環境の中ではありますが、東京都関係局のご理解とご支援により、必要額を見込んだ予算編成としております。

次に、第1回奥多摩町議会定例会に提出をする案件について申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、平成26年2月9日執行されました東京都知事選挙の執行に係る平成25年度奥多摩町一般会計補正予算(第3号)に係る専決予算の承認を求めるものでございます。

議案第2号 奥多摩町定住促進基金条例は、定住促進に的を絞った基金条例を整備することにより、効率的に土地及び建物を取得することが可能になり、若者定住化に寄与することができるため、規定を整備したものでございます。

議案第3号 奥多摩町土地開発基金条例を廃止する条例は、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的として制定されましたが、所期の目的を達成し、その役割を終えたので、規定を廃止するものでございます。

議案第4号 奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、精神給付金を定める障害者総合支援法施行令第35条が改正されたため、引用規定を整備するものでございます。

議案第5号 奥多摩町国民健康保険奥多摩病院使用条例の一部を改正する条例、議案第6号 奥多摩町簡易給水施設等設置条例の一部を改正する条例、議案第7号 奥多摩町川の水をきれいにするための個別合併浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号 おくたまコミュニティセンターの設置及び運営管理に関する条例の一部を改正する条例は、消費税法、地方税法の一部を改正する法律による消費税率及び地方消費税率の改定に伴い規定を整備するものでございます。

議案第9号 奥多摩町障害者程度区分等判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例は、障害者自立支援法が日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正され、「障害者程度区分判定審査会」が「障害者支援区分等判定審査会」に名称を変更するものでございます。

議案第 10 号 奥多摩町公営住宅使用条例一部を改正する条例は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正をする法律の施行に伴い規定を整備するものでございます。

議案第 11 号 奥多摩社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により社会教育法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をするものでございます。

議案第 12 号 公益法人等への奥多摩町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例は、一般財団法人小河内振興財団で、地域開発整備事業などの円滑な運営を行うに当たり町職員を派遣するため、規定を整備するものでございます。

議案第 13 号 奥多摩町庁用バス条例の一部を改正する庁用バスの使用範囲、運行方法の等について規定を整備するものでございます。

議案第 14 号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約は、広域連合へ納付する区市町村の分賦金について、審査審査支払手数料相当額ほか 4 項目の負担割合を平成 26 年、27 年度の 2 年間の時限措置として、規約附則に規定するものでございます。

議案第 15 号から議案第 22 号までは、平成 25 年度の一般会計、特別会計、企業会計の全 8 会計の最終補正予算案でございます。

議案第 23 号から議案第 30 号までは、平成 26 年度の一般会計、特別会計、企業会計の全 8 会計の当初予算案であります。

議案第 31 号から議案第 44 号までの 14 議案は、大丹波国際釣場ほか 13 施設の指定管理者の指定について、平成 26 年 3 月 31 日をもって満了することか、指定管理者であった奥多摩虹鱒釣場運営委員会ほか 9 候補者を、再度 5 年間、指定管理者として指定することについて議会の議決を求めるものであります。

議案第 45 号 町道路線の廃止について及び議案第 46 号 町道路線の認定については、道路法の規定に基づく 1 路線の廃止及び 5 路線の認定でございます。

議案第 47 号から議案第 51 号までは、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 24 から 28 までの 5 件、議案第 52 号 名坂線林道開設工事 1 件計 6 件の工事案件については、契約金額の変更等に伴い工事請負金額の変更について議会の承認を求めるものでございます。

議案第 53 号 奥多摩監査委員の選任の同意も求めることについては、平成 26 年 3 月 31 日をもって任期満了となる監査委員・滝島勇一氏の後任として再び同氏を選任するため、議会の同意を求めるものでございます。

以上、53 件と大変多くの案件となっております。これら具体的な議案の内容につきまして

ては、副町長をはじめ所管の課長からご説明をさせていただきます。いずれの議案につきましても、町の事務事業を執行していく上で欠くことのできない重要なものでありますので、ご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

また、会期中の提出予定案件として、平成 25 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 5 号）及び名坂線林道開設工事請負契約の変更についてを予定しております。

終わりに当たりまして、冒頭で申し上げましたように、厳しい社会経済情勢は依然として続いております。このような状況から。当町のような小さな自治体の行財政運営は、なお一層厳しさを増すことから、第 4 期長期総合計画を基本として、10 カ年の総仕上げの年でもあります。「生涯健康で自立してともに生きる奥多摩町」を確立するため、私は身の丈に合った簡素で効率的な財政運営を継続し、東京都の支援により、財源の確保を図りつつ、町の最重要課題である、若者定住化対策、子ども子育て支援をなお一層推進するとともに、森林セラピーなど町の特性を生かした観光産業の振興、教育の整備、住民の安全・安心の確保等、住民皆様と協働して、将来に向かい、希望と誇りの持てるまちづくりにこれからも粉骨砕身、全力で邁進していく覚悟であります。

議員各位並びに住民の皆様方のより一層のご支援ご協力を心からお願い申し上げます。平成 26 年第 1 回奥多摩町議会定例会の開会に当たっての、私の施政方針とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で、町長のあいさつ及び施政方針表明は終わりました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって午後 1 時から再開といたします。

午前 12 時 17 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（前田 悦男君） 午前中に引き続き会議を開きます。

これより議案審議に入ります。

日程第 6 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号））、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 加藤 一美 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて



て、提案のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めますのでございます。

次のページの専決処分書をごらんください。

平成 26 年 1 月 6 日に平成 25 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号）について専決いたしました。

理由でございますが、東京都知事選挙執行に伴い、予算の補正を行う必要が生じましたが、その予算執行に関し特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めためたので専決したものでございます。

次の補正予算書をごらんください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 997 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 61 億 3,415 万 4,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページ、2 ページをごらんください。

1 ページの歳入では、都支出金のうち、都委託金を 997 万 8,000 円追加し、都委託金の計を 3 億 3,225 万円に、都支出金の合計を 24 億 4,902 万 1,000 円とし、歳入の合計額を 61 億 3,415 万 4,000 円とするもの。

2 ページ、歳出では、総務費のうち選挙費を 997 万 8,000 円追加し、選挙費の計を 4,291 万 1,000 円に、総務費の合計を 8 億 5,175 万 6,000 円とし、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 61 億 3,415 万 4,000 円とするものでございます。

以上で議案第 1 号の説明を終わります。ご審議を賜りご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 1 号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 1 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 1 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第1号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第1号については原案のとおり承認されました。

次に、日程第7 議案第2号 奥多摩町定住促進基金条例、日程第8 議案第3号 奥多摩町土地開発基金条例を廃止する条例、以上2件、を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第2号 奥多摩町定住促進基金条例及び議案第3号 奥多摩町土地開発基金条例を廃止する条例につきまして、提案のご説明をいたします。

初めに、議案第2号 奥多摩町定住促進基金条例につきましてですが、提案の理由につきましては、定住促進のために取得する必要がある土地及び建物を先行取得することにより、宅地分譲及び若者定住施策を円滑に執行するため、規定を整備する必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをごらんください。

新設の条例でございますので、内容をご説明させていただきます。

第1条では、設置の目的を定住促進のために取得する必要がある土地及び建物を先行取得することにより、宅地分譲及び若者定住施策を円滑に執行するためと定めるものでございます。

第2条では、基金の額につきまして、第1項では、基金の額を6,500万円と定め、第2項では、追加積み立て及び処分の規定を、第3項では額の増減を規定するものでございます。

第3条では、運用につきまして、第1項では、基金の運用を、第2項では、一般会計歳入歳出予算における買い戻しの期限を3年と定めるものです。

第4条では管理の方法を、第5条では繰替運用を、第6条では運用益金の処理をそれぞれ定めるものです。

第7条では、この条例の施行に関する町長への委任について定めるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次、議案第3号 奥多摩町土地開発基金条例を廃止する条例につきまして、ご説明をいたします。

理由につきましては、この条例の所期の目的を達成したため、条例を廃止する必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

奥多摩町土地開発基金条例は、国の公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて、昭和46年3月に土地の先買いに関する制度の整備等公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図り、地域の秩序ある整備に資することを目的として制定されたものでございますが、社会資本が一定水準まで整備され、土地価格が安定している現在、所期の目的でございます公共用地を基金で先行取得する必要性が薄れてきており、基金運用基金としての機能を失っていることから、平成25年度をもって廃止するものでございます。

平成25年度末現在、この基金に属する財産は、現金が6,265万5,480円、土地が1億5,687万3,520円、合計2億1,952万9,000円でございます。

基金の廃止に伴う財産の取り扱いにつきましては、現金は議案第2号でご説明をいたしました奥多摩町定住促進基金に積み替えを行い、定住施策の実施のために特化をいたしまして、今後、先行取得する必要がある土地、あるいは建物の取得に活用してまいります。

また、土地につきましては、基金財産から公有財産へ区分の変更を行い、普通財産として適切に管理をしていくとともに、有効な活用が図られますよう、利用方法等について検討を行ってまいります。

なお附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第2号 奥多摩町定住促進基金条例及び議案第3号 奥多摩町土地開発基金条例を廃止する条例につきまして、説明を終わります。ご審議の上ご決定をいただきますようお願いをいたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第2号の質疑を終結します。

次に、議案第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。い条で、議案第3号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第2号及び議案第3号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第2号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第3号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第4号 奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第4号 奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害者福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成24年政令第26号）の施行に伴い、関係規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。

新旧対照表1ページをごらんください。

第4条の2、第2項及び第4項第2号中の政令の条項にをする部分におきまして、「第35条第1項第3号又は第4号」を「第35条第3号又は第4号」に改めるもので、同条に規定されておりました第2項が削除されたことから、同条2は第1項のみとなるため、項の表記を外し、「第35条第3号又は第4号」とするものでございます。

内容でございますが、この政令第35条は、指定自立支援医療に係る負担上限額について規定しておりますが、政令の上位法である障害者総合支援法の施行により、利用者負担について、これまでの応益負担から応能負担とする見直しが行われたことから、法律の表記と合わせるために第2項を削除するもので、法律上も負担能力に応じた1割負担が原則であることを明確化し、整合とったものでございます。

この自立支援医療につきましては、これまでさまざまな施策により負担上限額は大幅に

引き下げ引き下げられており、実質的には負担能力に応じた負担となっておりまして、精神障害者に係る自立支援医療費の実質負担率は 0.37%で、市町村民税非課税世帯では利用者負担は無料となっております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 4 号 奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議をいただきご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 4 号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 4 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 4 号について、討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 9 議案第 4 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 4 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 5 号 奥多摩町国民健康保険奥多摩病院使用条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。病院事務長。

〔病院事務長 河村 光春君 登壇〕

○病院事務長（河村 光春君） それでは、議案第 5 号 奥多摩町国民健康保険奥多摩病院使用条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

提案の理由でございますが、奥多摩病院で診療を受け、または診断書等の交付を受けた際の使用料及び手数料について、消費税法、地方税法の一部を改正する法律による消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、規定の整備をする必要があるためでございます。

条例の改め文もございますが、新旧対照表にてご説明させていただきます。

新旧対照表の 2 ページをごらんください。

使用料及び手数料の徴収方法、第 4 条第 3 項の下線部分ですが、これまでの規定では、100 分の 105 を乗じて得た額となっていたものを、次の各号に掲げる率を合算した数値に

1を加えた数値を乗じて得た額に改め、次に1号として消費税の税率、2号として地方消費税の税率の規定を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するというところでございます。

以上で、議案第5号の説明を終了いたします。

ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第5号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第5号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第5号について、討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第10 議案第5号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第6号 奥多摩町簡易給水施設等設置条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

〔地域整備課長 須崎 政博 登壇〕

○地域整備課長（須崎 政博君） 議案第6号 奥多摩町簡易給水施設等設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及び内容について、ご説明をいたします。

提案の理由でございますが、消費税法、地方税法の一部を改正する法律による消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条文の改めもございしますが、新旧対照表にてご説明をいたします。

分担金第3条第2項に、次の各項に掲げる率を合算し、数値を乗じ得た額に改め、1号として消費税を、2号として地方税法の定める税率の規定を加え、第3条第3項に口径別の額を定めるものです。

給水料金第6条の1号及び2号にも、第3条第2項と同様に、下線の部分に消費税法、

地方税法を定める文言を追加し、改めるものでございます。

附則としまして、この条例の施行期日については、公布の日から施行するものでございます。また、この条例の経過措置については、適用日等を定めるものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご決定を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第6号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第6号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第6号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第11 議案第6号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第7号 奥多摩町川の水をきれいにするための戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

〔地域整備課長 須崎 政博 登壇〕

○地域整備課長（須崎 政博君） 議案第7号 奥多摩町川の水をきれいにするための戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由及び内容についてのご説明をいたします。

提案の理由でございますが、消費税法、地方税法の一部を改正する法律による消費税率及び地方消費税率の改定並びに新たに個別合併処理浄化槽の料金体系を定めることから、規定を整備する必要があるためでございます。

消費税の税率改正に伴い、条文の表記及び奥多摩町川の水をきれいにするための戸別合併処理浄化槽の整備に関する使用料につきましては、下水道区域と浄化槽区域との使用者の電気料金負担に関して公平性を確保するため、下水道事業運営委員会に諮問し、答申を受けた結果、条例の改正を行うものでございます。

新旧対照表にてご説明いたします。新旧対照表の4ページをごらんください。

使用料、第10条の1号として消費税を、2号として地方税の定める税率の規定を超えたものです。別表第10条関係につきましても、新たに個別合併処理浄化槽の使用料金を定めるものでございます。

附則としまして、この条例の施行期日については、公布の日から施行するものでございます。また、この条例の経過措置については、適用日等を定めるものでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご決定を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第7号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第7号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第7号について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第12 議案第7号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第8号 おくたまコミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。観光産業課課長。

〔観光産業課課長 原島 滋隆 登壇〕

○観光産業課課長（原島 滋隆君） 議案第8号 おくたまコミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明をさせていただきます。

提案の理由でございますが、消費税法、地方消費税法の一部を改正する法律による消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、利用料金を改定するため、規定を整備する必要がありますためでございます。

おくたまコミュニティセンター、もえぎの湯では、平成10年の開設以来、利用料金を据



え置いたまま運営を行ってまいりましたが、提案理由でございます消費税率の改定に伴い、利用料金の改定をするものでございます。

条文改め文もございますが、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。新旧対照表の6ページをお開きください。

別表第5条関係の利用料について、改めるものでございます。別表中、大人700円を730円に、こども400円を410円に、心身障害者400円を410円に、それぞれ改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。なお、町民の方の利用料金につきましては、現行のまま据え置くものとしております。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第8号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第8号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第8号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第13 議案第8号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第8号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第14 議案第9号 奥多摩町障害程度区分等判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第9号 奥多摩町障害程度区分等判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行に伴い、

規定を整備する必要があるためでございます。

ただいま申し上げました法律は、既に平成 24 年 6 月に国会において可決成立し、平成 25 年 4 月から施行されているものでございますが、今回提案いたしました条例の、障害程度区分等判定審査会に関する事項につきましては、この 4 月 1 日から施行されることとなっておりますので、直近の議会である本定例議会に、その改正を提案するものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。新旧対照表の 7 ページをお開き願います。

大変申しわけありませんが、この新旧対照表の附則に文言の追加をお願いいたします。附則第 2 項の最後、「障害支援区分等判定審査会」の後に、「委員」の 2 字を追加願います。議案の訂正はございません。

それでは、説明を始めます。

条例の題名でございますが、奥多摩町障害程度区分等判定審査会の委員の定数等を定める条例から、奥多摩町障害支援区分等判定審査会の委員の定数等を定める条例に改めるとともに、第 1 条の見出し並びに本文中の障害程度区分等判定審査会を、障害支援区分等判定審査会に改めるものでございます。

この改正の内容でございますが、これまで障害の重さによる判定を、審査会において決定しておりましたが、法律の改正により、障害者等の障害の多様な特性その他の、心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして、厚生労働省令で定める区分として、障害の重さではなく、標準的な支援の必要の度合いを示すため、障害支援区分に改めるもので、現在の 6 段階の区分はそのまま、認定調査等で支援の度合いを聞き取り、審査会で判定いただくものでございます。

附則といたしまして、第 1 項の施行期日でございますが、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行するものです。第 2 項として、この条例改正により関連する条例に影響を及ぼすことから、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償の一部改正といたしまして、同条例別表の区分の欄中、障害程度区分等判定審査会委員を、障害支援区分等判定審査会委員に改めるものでございます。

以上で、議案第 9 号の説明を終了いたします。

ご審議をいただき、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 9 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第9号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第9号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第14 議案第9号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第9号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第10号 奥多摩町公営住宅使用条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

[地域整備課長 須崎 政博 登壇]

○地域整備課長(須崎 政博君) 議案第10号 奥多摩町公営住宅使用条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及び内容についてのご説明をいたします。

提案の理由でございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第72号)の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条文の改め文もございまして、新旧対照表にてご説明をいたします。新旧対照表の8ページをごらんください。

奥多摩町公営住宅使用条例、平成9年条例第16号の一部を、次のように改正するものでございます。

第6条第2項8号の中の下線の部分、配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律を、配偶者から暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日については、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長(前田 悦男君) 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 10 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第 10 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 10 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 15 議案第 10 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 10 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 16 議案第 11 号 奥多摩町社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。教育課長。

[教育課長 守屋 吉彦 登壇]

○教育課長(守屋 吉彦君) 議案第 11 号 奥多摩町社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 25 年法律第 44 号)の施行により、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)の一部が改正されたことに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

提案理由にあります冒頭の法律につきましては、いわゆる地域主権一括法といわれるもので、基礎的自治体への権限移譲義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大を行うため、関係法律の整備を行ったものでございますが、今回は、第三次一括法として施行されたことで、社会教育法の一部が改正され、これまで同法で定められていた社会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省例を参酌して、まち条例で定めることとされたため、規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、改正文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表、9 ページをごらんください。

第 1 条に第 2 項として、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱すると加え、社会

教育委員の委嘱にの準についての規定を定めるものでございます。

次の、第3条につきましては、第1条第2項に追加した委嘱の基準の中に、教育委員会  
が委嘱する旨の規定を定めたため、第3条からは、この部分を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第11号の提案説明を終わります。

ご審議をいただき、ご決定賜りますよう、お願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第11号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第11号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第11号について、討論を省略し、採決したいと思います  
が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第16 議案第11号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第11号については原案のと  
おり可決されました。

次に、日程第17 議案第12号 公益法人等への奥多摩町職員の派遣等に関する条例の  
一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第12号 公益法人等への奥多摩町職員の派遣等に関す  
る条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、一般財団法人小河内振興財団への町職員の派遣について、  
規定を整備する必要があるためでございます。

内容でございますが、一般財団法人小河内振興財団で、地域開発整備事業などの円滑な  
運営を行うに当たり、当該団体の業務に、職員として専ら専従させるため、町職員を派遣  
することについて改正をするものでございますが、当該団体とは、この条例の規定に基づ  
き、職員派遣に関する協定書を取り交わし、既に10月1日から派遣をしておりますが、条  
例整備がおくれたため、ここで提案するものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の 10 ページをごらんください。

第 2 条の職員の派遣に関する規定に、第 4 号として、一般財団法人小河内振興財団を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成 25 年 10 月 1 日から適用するものでございます。

以上で、議案第 12 号の提案説明を終わらせていただきます。

ご審議をいただき、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 12 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 12 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 12 号について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 17 議案第 12 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 12 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 18 議案第 13 号 奥多摩町庁用バス使用条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 13 号 奥多摩町庁用バス使用条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、庁用バスの使用範囲、運用方法について規定を整備する必要があるためでございます。

内容でございますが、現在、庁用バスは、庁内の公的団体が事務事業を遂行するために使用する場合に、無料で貸し出しているものの他、町長が使用を認めた団体には、使用料を徴収しご利用をいただいておりますが、この有料による利用がなくなっていること。

また、有料利用を廃止し、ナンバーについても、営業用の緑ナンバーから、町の事務事業、公的団体の研修視察、教育用など、自家用として使用する白ナンバーに変更して運行し、委託事業者の事務の軽減も図りたいことから、改正するものでございます。なお、バスの運行につきましては、今後も、現在と同様、業務委託により対応をまいります。

それでは、改正内容につきまして、条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の 11 ページをごらんください。

第 4 条第 6 号の、現在、有料で利用いただいている団体等の項目を削除し、第 7 号を第 6 号に。第 11 条の使用料の規定を削除し、第 12 条から第 16 条までを 1 条ずつ繰り上げ、使用料の詳細を定めていた別表を削るものでございます。

附則といたしまして、12 ページにございますように、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 13 号の説明を終わらせていただきます。

ご審議をいただき、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 13 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 13 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 13 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 18 議案第 13 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 13 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 19 議案第 14 号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第 14 号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について、ご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、後期高齢者広域連合を構成する東京都 62 区市町村は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 の規定に基づき、別紙のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を定めるため、同法第 291 条の 11 の規定により、関係区市町村議会の議決を求めるものでございます。

後期高齢者医療保険料は、2 年ごとに改定され、平成 26 年度及び平成 27 年度の保険料については、去る 1 月 31 日に開会の後期高齢者医療広域連合定例議会におきまして可決されたものでございますが、内容として、保険料の増加抑制策といたしまして、平成 24 年度及び平成 25 年度と同様に、区市町村の一般財源を導入しての特別対策の継続を、区市町村からの負担金により支弁するため、2 年間の時限措置として、これまでの附則に 1 項を加えるものでございます。

規約の改め文もでございますが、新旧対照表にてご説明いたします。新旧対照表、13 ページをお開き願います。

この条例改め文並びに新旧対照表でございますが、先ほど申し上げました、東京都 62 区市町村議会の議決を求めるため、その体裁について、変えることのないようにという依頼がございましたので、こういう横書きとなっておりますので、ご承知お願います。

新旧対照表の 14 ページをお開き願います。上段の表中 4 行目でございます。下線部分の補填分の「填」に、旧のほうではルビがふられておりますが、文部科学省で制定している常用漢字表に、改正後の下線部分の「填」の字が追加されたため、規定の附則第 5 項から第 7 項まで、同じように、この部分について改めるとともに、先ほど申し上げました特別対策に関する規定を、第 8 項として追加するものでございます。

その 8 項についてでございますが、新旧対照表の 19 ページをお開き願います。

19 ページの表中でございますが、関係区市町村の一般会計から、保険料の軽減のために負担を求める経費として、審査支払手数料相当額、これにつきましては、東京都国民健康保険団体連合会へ委託している診療報酬の審査及び医療給付費の支払い等の事務手数料相当額を、構成の区市町村が負担するものです。

次の、財政安定化基金拠出金相当額は、各区市町村が徴収する保険料の減収や療養給付費の急激な増加に起因する財源不足を補うため、東京都が財政安定化基金を設け、財源不足が懸念される区市町村に貸付等を行っており、この基金への拠出を、国、東京都、広域連合が、それぞれ 3 分の 1 ずつ負担しておりますが、広域連合の負担額相当分を、構成区市町村が負担するものでございます。



なお、この財政安定化基金拠出金につきましては、平成 26 年度当初における基金残高が、これまで貸し付けが行われなかったことから、211 億円の積み増しとなったため、このうち 145 億円を取り崩し広域連合負担金に充てることから、平成 26 年、27 年度においては、国、東京都及び区市町村の負担は求めないということでございます。

保険料未収金補填分相当額は、保険料収納率が 100%を下回った場合の不足分について、各区市町村が負担するもので、予定収納率を 98%としていることから、不足分の 2%を負担するものでございます。

保険料所得割額減額分相当額は、東京都広域連合独自に、低所得者に対して保険料軽減を行うもので、公的年金等の収入が、おおむね 210 万円以下の方を対象に、所得割額の 4 分の 2 から 4 分の 4 までを減額するもので、この財源について区市町村が負担するものです。

葬祭費相当額は、現在、後期高齢者医療保健の被保険者の方の葬祭費は、広域連合から支給されておりますが、この財源を保険料で賄わず、区市町村からの負担金を充てることになっており、葬祭費総額を特養入所者数を考慮して調整し、区市町村ごとに算定するものでございます。

これら、いずれの項目も、区市町村の負担割合は 100%でございます。

備考の 3 でございますが、先ほども申し上げましたように、平成 26 年度及び平成 27 年度におきましては、国、東京都及び広域連合で協議した結果、基金への拠出をしないことになりましたので、政令で定めるそれぞれの負担割合を、平成 26 年 4 月 1 日現在の東京都の条例で定める割合とするという規定を盛り込んだものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成 26 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。

以上で、議案第 14 号の説明を終了いたします。

ご審議をいただき、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 14 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 14 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 14 号について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 19 議案第 14 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 14 号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後 2 時 10 分から再開とします。

午後 1 時 56 分 休憩

午後 2 時 10 分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 20 議案第 15 号 平成 25 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号）、日程第 21 議案第 16 号 平成 25 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 22 議案第 17 号 平成 25 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予（第 3 号）、日程第 23 議案第 18 号 平成 25 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 24 議案第 19 号 平成 25 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 25 議案第 20 号 平成 25 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 26 議案第 21 号 平成 25 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 27 議案第 22 号 平成 25 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）、以上 8 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第 15 号から議案第 22 号までの、一般会計を初めとする各特別会計、企業会計、全 8 会計の補正予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

なお、後日、各課長から詳細について説明がございますので、簡潔に説明をさせていただきます。

初めに、議案第 15 号 平成 25 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億1,869万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ60億1,545万9,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、1ページ、2ページをごらんください。

歳入では、国から交付される各種交付金等が428万9,000円の増。分担金及び負担金が1,902万5,000円の減。都支出金が2,256万9,000円の減。繰入金は8,184万5,000円の減で、これは基金に戻すものであります。

3ページ、4ページをごらんください。

歳出では、総務費が1億54万円の増。これは、公共施設整備基金に積み立てします。次に、民生費の7,201万6,000円の減から、教育費までは減額となります。諸支出金は、6,429万6,000円の増で、この金額は、新設されます定住促進基金に積み立てする予定でございます。その他、最終補正となりますので、不用額等精査したものでございます。

次に、第2条継続費の補正でございますが、規定の継続費の変更は、第2表継続費補正によるということで、5ページをごらんください。鳩の巣荘建設事業につきましては、補正前総額を8億8,800万9,000円とし、その年割額を平成25年度、26年度の2カ年としておりましたが、その後、駐車場台数の増加、大浴場の拡大など、工事内容等の変更を行った結果、補正後総額を11億7,597万6,000円とし、年割額につきましては、平成25年度から27年度までの3カ年としたものでございます。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

次に、議案第16号 平成25年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ62万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6,934万5,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1ページ、2ページをごらんください。

歳入、歳出とも最終補正となりますので、不用額等を精査したものでございます。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

次に、議案第 17 号 平成 25 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 18 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 6,303 万 4,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページ、2 ページをごらんください。

歳入、歳出とも最終補正となりますので、不用額等を精査したものでございます。

以上で、議案第 17 号の説明を終わります。

次に、議案第 18 号 平成 25 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 290 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 9 億 4,344 万 7,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページ、2 ページをごらんください。

歳入では、国民健康保険税を 869 万 7,000 円減額し、国庫支出金及び都支出金をそれぞれ 580 万 2,000 円増額するもので、歳出では保険給付費を 200 万円、保健事業費を 12 万 3,000 円、諸支出金を 78 万 4,000 円、それぞれ増額するもので、その他は歳入歳出とも最終補正となりますので、不用額等を精査をしたものでございます。

以上で、議案第 18 号の説明を終わります。

次に、議案第 19 号 平成 25 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,985 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 9,431 万円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページ、2 ページをごらんください。

歳入では、保険料を 580 万 5,000 円、繰入金を 1,511 万円、それぞれ減額し、諸収入を 106 万 3,000 円増額、歳出では広域連合給付金を 2,043 万 2,000 円減額し、保健事業費 8 万円、諸支出金 50 万円を増額するもので、その他は、歳入歳出とも最終補正となりますので、不用額等を精査したものでございます。

以上で、議案第 19 号の説明を終わります。

次に、議案第 20 号 平成 25 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 263 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 8 億 2,180 万円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページ、2 ページをごらんください。

歳入では、保険料を 135 万 1,000 円、繰入金を 579 万 7,000 円追加し、国庫支出金を 179 万 2,000 円、支払基金交付金を 909 万 3,000 円、それぞれ減額するもので、歳出では最終補正となりますので、不用額等を精査したものでございます。

以上で、議案第 20 号の説明を終わります。

次に、議案第 21 号 平成 25 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,600 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 11 億 8,200 万円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページ、2 ページをごらんください。

歳入、歳出とも、当初予定しておりました奥多摩処理区整備事業費が安価で完了したことで、また、最終補正となりますので、不用額等を精査したものでございます。

3 ページをごらんください。

町債の補正でございますが、額の確定に伴い、補正前 5 億 800 万円を予定しておりましたが、3,340 万円減額し、4 億 7,460 万円とするものでございます。

以上で、議案第 21 号の説明を終わります。

次に、議案第 22 号 平成 25 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）でございます。

第 1 条、奥多摩町国民健康保険病院会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる第 2 条、平成 25 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算（以下予算という）第 3 条に定めた収益的収支及び支出の予定額を、次のとおり補正するというので、ごらんのように、第 3 条予算につきましては、収入支出とも内容の変更のみで、補正額はございません。

第 3 条、予算第 4 条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出に不足する額 2,013 万円を、2,017 万円に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するというので、4 万 2,000 円を減額するものでございます。

次のページをごらんください。

第 4 条、予算第 6 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、1、職員給与費 2 億 5,912 万 7,000 円を、2 億 5,729 万 3,000 円に改める。第 5 条、予算第 8 条に定めた棚卸資産購入限度額 4,866 万円を、4,996 万円に改めるものでございます。

以上で、議案第 22 号の説明を終わります。

以上、一般会計を初めとする特別会計、企業会計、全 8 会計についての補正予算の説明をさせていただきました。今年度最終の補正予算でございまして、今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議を賜りご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 15 号から議案第 22 号までについては、会議規則第 37 条の規定により所管の各常任委員会に審査を付託するところですが、両委員会合同で開会する連合審査会に審査を付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、連合審査会に審査を付託することに決定しました。今会期中に審査を終了するようお願いいたします。

次に、日程第 28 議案第 23 号 平成 26 年度奥多摩町一般会計予算、日程第 29 議案第 24 号 平成 26 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算、日程第 30 議案第 25 号 平成 26 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算、日程第 31 議案第 26 号 平成 26 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算、日程第 32 議案第 27 号 平成 26 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 33 議案第 28 号 平成 26 年度奥多

摩町介護保険特別会計予算、日程第 34 議案第 29 号 平成 26 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算、日程第 35 議案第 30 号 平成 26 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算、以上 8 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。加藤副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第 23 号から議案第 30 号までの平成 26 年度奥多摩町一般会計を初めとします各特別会計、企業会計、全 8 会計の予算につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

平成 26 年度の予算編成に当たりまして、予算編成方針として、1 として、社会経済情勢の急速な変化を十分に見据え、限りある財源を重点的、効率的に配分して住民に密接した重点施策を推進し、長期総合計画「森世紀計画」の実現を目指す。

2 として、事務事業評価の実施、財政改革の推進、組織・機構の見直しなど行財政全般にわたる改革を実施し、身の丈に合った健全な行財政運営を推進することを基本に予算編成を行ったところであります。

平成 26 年度の予算編成の基本的な考え方、町政運営の基本的事項につきましては、本日冒頭、町長から施政方針の中で申し上げておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、当初予算のご審議に当たり、お手元に平成 26 年度当初予算（案）の概要を配付させていただいておりますので、ご参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、後日、各課長から、詳細についてご説明がございますので、簡潔に説明をさせていただきます。

初めに議案第 23 号 平成 26 年度奥多摩町一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。1 ページをお開きください。

歳入歳出予算でございますが、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 63 億 3,000 万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして 3 億 9,000 万円の増額、率にして 6.6% の増となります。

2 として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によることとし、前年度予算と比較し、歳入の主な増減につきましては、平成 26 年度当初予算案の概要 2 ページに、歳出の増減につきましては 3 ページに掲載してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

それでは、予算書の 2 ページ、3 ページをごらんください。

歳入を前年度に比較して、簡単に説明させていただきます。

歳入のうち減額となるものは、町税、地方譲与税、自動車取得税交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、町債となります。また、増額となるものは、利子割交付金から地方特例交付金までの五種類の国からの交付金。また、鳩の巣荘の建設に伴い、基金からの繰入金、繰越金、諸収入が、それぞれ増額となります。

次に、5ページ、6ページの歳出では、前年度に比較して減額となるものは、議会費、総務費、衛生費、消防費、教育費、公債費、諸支出金となりますが、大きな減となる教育費は、国民体育大会終了に伴うもの。公債費は、記載残高の減少に伴い、返済額が減額となります。また、増額となるものは、民生費、農林水産費、商工費、土木費、予備費となりますが、民生費では、臨時福祉給付金事業。農林水産費では多摩の森森林再生事業、花粉症発生源対策事業。商工費では、鳩の巣荘建設事業等により増額となります。

次に第2条、継続費でございますが、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第2表 継続費によるということで、その内容につきましては、7ページをごらんください。

鳩の巣荘建設事業につきましては、工事内容の変更を行った結果、総額を11億7,597万6,000円とし、年割額につきましては、平成25年度から27年度までの3カ年割としたものでございます。

次に、第3条、町債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる町債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 町債」によることということで、その内容につきましては、8ページをごらんください。

この起債は、国の地方交付税不足分を補完する臨時財政対策債として、1億6,700万円を予定しております。起債の方法、利率、並びに償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に第4条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は10億円と定める。第5条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めるもので、(1)各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金にかかる共済費を除く）にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めたものでございます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

次に、議案第24号 平成26年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。1ページをごらんください。



歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,850万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして50万円の減額、率にして0.7%の減となります。

2として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるもので、2ページ、3ページをごらんください。

歳入歳出とも、前年度に比較してほぼ同様の内容となっております。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

次に、議案第25号 平成26年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算について申し上げます。1ページをごらんください。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,120万円と定めるもので、前年度当初予算と比較しまして、20万円の増額。率にして0.1%の増となります。

2として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるもので、2ページ、3ページをごらんください。

歳入歳出とも、前年度に比較して、ほぼ同様の内容でございます。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

次に、議案第26号 平成26年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。1ページをごらんください。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億6,500万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして3,400万円の増額、率にして4.1%の増となります。

2として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるもので、2ページ、3ページをごらんください。

歳入では、前年度に比較して、国民健康保険税、繰入金は減額となりますが、国庫支出金を初め、その他の項目は増額となります。

4ページ、5ページをごらんください。

歳出では、前年度に比較して、総務費、諸支出金は減額となりますが、保険給付費を初めその他の項目は増額となります。

次に、第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は1億円と定めるもの。

第3条、歳入歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの

規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定めるもので、(1)保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めたものであります。

以上で、議案第 26 号の説明を終わります。

次に、議案第 27 号 平成 26 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。1 ページをお開きください。

歳入歳出予算でございますが、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 600 万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして同額となります。

2 として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によるもので、2 ページ、3 ページをごらんください。

歳入では、前年度に比較して繰入金が減額、その他保険料等が増額となり、歳出では、広域連合納付金が減額、その他、総務費等が増額となります。

以上で、議案第 27 号の説明を終わります。

次に、議案第 28 号 平成 26 年度奥多摩町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。1 ページをお開きください。

歳入歳出予算でございますが、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 4,500 万円と定めるもので、前年度当初予算に比較いたしまして 4,500 万円の増額、率にして 5.6%の増となります。

2 として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によるもので、2 ページをごらんください。歳入では、使用料及び手数料が 63 万 5,000 円減額となりますが、保険料を初めその他の項目は増額となります。

4 ページをごらんください。歳出では、総務費を初めその他の項目は増額となります。

次に第 2 条、一時借入金でございますが、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入額の最高額は 1 億円と定めるもの。

第 3 条、歳出予算の理由でございますが、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるもので、(1)保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めたものであります。

以上で、議案第 28 号の説明を終わります。

次に、議案第 29 号 平成 26 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億1,200万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして、4,000万円の増額、率にして3.4%の増となります。

2として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1票 歳入歳出予算」によるということで、2ページをごらんください。

歳入では、前年度に比較して、国庫支出金、都支出金、繰越金、諸収入は同額、分担金を初めその他の項目は増額となります。

3ページをごらんください。

歳出では、事業費、予備費は減額、総務費、公債費は増額となります。

次に、第2条、町債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる町債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2条、町債によるということで、その内容につきましては4ページをごらんください。

この起債は、下水道事業債として3億8,140万円を予定しております。起債の方法、利率並びに償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、第3条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

第4条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定めるもので、(1)各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用を定めたものでございます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

次に、議案第30号、平成26年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条、業務の用途予定量は次のとおりです。(1)病床数は43床、(2)年間患者数、入院8,760人、外来1万4,592人、(3)一日平均患者数を入院24人、外来57人、(4)主要な建設改良事業は、南氷川医師住宅排水設備等接続工事、看護師住宅排水設備接続工事、病院施設整備工事を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額を、収入支出とも5億円を予定しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,946万円は、建設改良積立金及び過年度損益勘定留保資金で補填するもので、収入では854万円を、支出では2,800万円を予定しております。

このことによりまして、第3条、第4条予算の合計では、歳入が5億854万円、前年度当初予算と比較して2,917万円の増額、率にして6.1%の増、歳出が5億2,800万円、前年度当初予算と比較して2,850万円の増額、率にして5.7%の増となります。

第5条、一時借入金の減額限度額につきましては、3,000万円を予定しております。

次のページをお開きください。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し。又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないということで、(1)職員給与費、2億6,976万円。(2)交際費15万円としてごさいます。

第7条、負担区分による一般会計及び他会計から、この会計へ補助を受ける金額でございますが。(1)一般会計9,500万円、(2)国民健康保険特別会計1,000円、(3)都支出金7,529万5,000円、(4)町出資金700万円を予定してごさいます。

第8条、棚卸資産の購入限度額は、4,764万円とするものでごさいます。

以上で、議案第23号から議案第30号までの説明を終わります。

平成26年度の事業執行に欠かせない予算でごさいますので、ご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(前田 悦男君) 以上で説明は終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号から議案第30号までについては、議長を除く委員11名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、本件につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。会議の途中でありますので、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、午後3時10分から開会いたします。

なお、休憩時間中に、予算特別委員会の正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

午後 2 時 50 分 休憩

午後 3 時 10 分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に正副委員長の互選が行われましたので、その結果を事務局長より報告させます。  
事務局長。

○事務局長（原島 肇君） 休憩中に予算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果を報告いたします。

予算特別委員長に 10 番 須崎 眞議員、同幅委員長に 4 番 原島幸次議員、以上のとおり選出されました。報告を終わります。

○議長（前田 悦男君） 報告のとおり、予算特別委員会委員長に 10 番 須崎 眞議員、副委員長は、4 番 原島幸次議員に決定しました。今回期中に、審査を終了するようお願いいたします。

次に、日程第 36 議案第 31 号 大丹波国際釣場の指定管理者の指定について。

日程第 37 議案第 32 号 氷川国際釣場の指定管理者の指定について。

日程第 38 議案第 33 号 日原溪流釣場の指定管理者の指定について。

日程第 39 議案第 34 号 峰谷川溪流釣場の指定管理者の指定について。

日程第 40 議案第 35 号 川井キャンプ場の指定管理者の指定について。

日程第 41 議案第 36 号 氷川キャンプ場の指定管理者の指定について。

日程第 42 議案第 37 号 氷川駐車場の指定管理者の指定について。

日程第 43 議案第 38 号 おくたまコミュニティセンター（奥多摩温泉もえぎの湯）の指定管理者の指定について。

日程第 44 議案第 39 号 奥多摩町特産物加工販売施設（四季の家）の指定管理者の指定について。

日程第 45 議案第 40 号 奥多摩町交流宿泊体験施設（やすら樹の宿ねんぼう）の指定管理者の指定について。

日程第 46 議案第 41 号 奥多摩町特産物加工体験施設（鴨足草）の指定管理者の指定について。

日程第 47 議案第 42 号 奥多摩町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について。

日程第 48 議案第 43 号 奥多摩町白丸デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

て。

日程第49 議案第44号 奥多摩水と緑のふれあい館休息所の指定管理者の指定について。  
以上、14件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） それでは、議案第31号から議案第44号までの14議案の指定管理者の指定につきまして、提案理由が同一でございますので、一括してご説明をさせていただきます。

提案の理由につきましては、14議案ともに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定することに議会の議決を求めるものでございます。これら14議案につきましては、いずれも5年間の指定期間満了に伴い、継続して指定管理者の指定を受けたい旨の申請があったことからお諮りするものでございます。

なお、指定期間は、いずれも平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とするものでございます。

初めに、議案第31号 大丹波国際釣場の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は大丹波川国際虹鱒釣場運営委員会でございます。

次に、議案第32号 氷川国際釣場の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、氷川漁業協同組合でございます。

次に、議案第33号 日原溪流釣場の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、日原保勝会でございます。

次に、議案第34号 峰谷川溪流釣場の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、小河内漁業協同組合でございます。

次に、議案第35号 川井キャンプ場の指定管理者の指定について。次の議案第36号 氷川キャンプ場の指定管理者の指定について。

次の議案第37号 氷川駐車場の指定管理者の指定について。

次の議案第38号 おくたまコミュニティセンター（奥多摩温泉もえぎの湯）の指定管理者の指定について及び次の議案第39号 奥多摩町特産物加工販売施設（四季の家）の指定管理者の指定についてまで5議案につきましては、指定管理者となる団体は、いずれも奥多摩総合開発株式会社でございます。

次の議案第40号 奥多摩町交流宿泊体験施設（やすら樹の宿ねんぼう）の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、日原自治会でございます。

次に、議案第41号 奥多摩町特産物加工体験（鴨足草）の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体はイエローでございます。

次に、議案第42号 奥多摩町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、社会福祉法人奥多摩町社会福祉協議会でございます。

次に、議案第43号 奥多摩町白丸デイサービスセンターの指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、社会福祉法人グリーンウッドでございます。

次に、議案第44号 奥多摩水と緑のふれあい館休息所の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、一般財団法人小河内振興財団でございます。

また、指定管理者候補者の概要につきましては、別紙として別添してございますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、この14号議案につきましては、奥多摩町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、第6条の規定に基づき、去る2月14日に開催いたしました指定管理者選定委員会において、候補者の選定を行っております。

以上で、議案第31号大丹波国際釣場の指定管理者の指定についてから議案第44号奥多摩水と緑のふれあい館休息所の指定管理者の指定についてまでの14議案の説明を終わります。ご審議の上ご決定をいただきますよう、お願いをいたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第31号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第31号の質疑を終結します。

次に、議案第32号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第32号の質疑を終結します。

次に、議案第33号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第33号の質疑を終結します。

次に、議案第34号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で議案第34号の質疑を終結します。

次に、議案第35号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 次なしと認めます。以上で、議案第35号の質疑を終結します。  
次に、議案第36号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第36号の質疑を終結します。  
次に、議案第37号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で議案第37号の質疑を終結します。  
次に、議案第38号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第38号の質疑を終結します。  
次に、議案第39号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第39号の質疑を終結します。  
次に、議案第40号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第40号の質疑を終結します。  
次に、議案第41号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第41号の質疑を終結します。  
次に、議案第42号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第42号の質疑を終結します。  
次に、議案第43号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第43号の質疑を終結します。  
次に、議案第44号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第44号の質疑を終結します。  
次に、ただいま上程の議案第31号から議案第44号までについて討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第36 議案第31号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第31号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第37 議案第32号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第32号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第38 議案第33号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第33号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第39 議案第34号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第34号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第40 議案第35号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第35号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第41 議案第36号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第36号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第42 議案第37号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第37号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第43 議案第38号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第38号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第44 議案第39号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第39号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第45 議案第40号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第40号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第46 議案第41号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第41号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第47 議案第42号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第42号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第48 議案第43号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第43号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第49 議案第44号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第44号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第50 議案第45号 町道路線の廃止について。日程第51 議案第46号 町道路線の認定について。以上2件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

[地域整備課長 須崎 政博君 登壇]

○地域整備課長（須崎 政博君） 議案第45号及び議案第46号の町道路線の廃止及び認定について関連がありますので、一括で提案のご説明をさせていただきます。

議案第45号 町道路線の廃止について、提案の説明をいたします。

理由といたしましては、起点・終点の変更に伴い、町道の路線を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第185号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

町道路線の廃止について、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、町道の路線を次のように廃止する。

路線名、その他町道、南平熊沢線。起点、奥多摩町大丹波字南平58-1から終点、奥多摩町大丹波字熊沢962-1まで。延長、128.37メートルです。

2枚目をおめくりください。このページは廃止路線の調書です。1路線の廃止路線は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

町道廃止路線の略図でございます。南平熊沢線につきましては、現在の終点より延伸し、大丹波川を渡り、都道に接続する道路新設計画となり、起終点の変更で廃止となります。

次に、議案第46号 町道路線の認定について提案のご説明をいたします。

理由といたしましては、住民生活の利便性を図るため町道として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

町道路線の認定について。道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により町道として次のように認定する。

路線名、その他町道、南平熊沢線。起点、奥多摩町大丹波字南平58-1から。終点、奥多摩町大丹波字南平111-2まで。延長、365.70メートルです。

次に、路線名、その他町道、川井松葉住宅線。起点、奥多摩町川井字松葉706-2から、終点、奥多摩町川井字松葉659-3まで。延長、168.84メートル。

次に、路線名、その他町道坂下中井戸線。起点、奥多摩町棚沢字中井戸710-1から終点、奥多摩町棚沢字中井戸698-1まで。延長、176.76メートル。

次に、路線名、その他町道、竹の平中線。起点、奥多摩町小丹波字宮ノ下481-3から終点、奥多摩町小丹波字竹ノ平416-1まで。延長、325メートルでございます。

次に、路線名、その他町道、入屋ヶ谷中央線。起点、奥多摩町大丹波字南平186-1から

終点、奥多摩町大丹波字南平145-1まで。延長、123メートルでございます。

2枚目、ページおめくりください。

このページは、路線認定の調書でございます。5路線の認定路線は、記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。町道認定路線の略図となります。南平熊沢線につきましては、現在の終点より延伸し、大丹波川を渡り、都道202号線に接続する循環型の道路を計画中でございます。

次のページを開きください。町道、川井松葉住宅線は、今年度、整備が完了した川井分譲住宅に接続する道路でございます。

次のページをお開きください。町道、坂下中井戸線については、緊急車両の通行に支障を来している路線の解消のため、計画中の道路です。

次のページをお開きください。町道、竹の平中線についても同様に、緊急車両の通行に支障を来している路線の解消のため、計画中の道路です。

次のページをお開きください。町道、入屋ヶ屋中央線についても同様に、緊急車両の通行に支障を来している路線の解消のため、計画中の道路でございます。

以上で、議案第45号及び議案第46号の町道廃止及び認定の説明を終わります。ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第45号の質疑を行います。質疑をありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第40号の質疑を終結します。

次に、議案第46号の質疑を行います。質疑をありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第46号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第45号及び議案第46号について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第50 議案第40号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって議案第45号については原案のとおり

り可決されました。

次に、日程第51 議案第46号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって議案第46号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第52 議案第47号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その24請負契約の変更について、日程第53 議案第48号 奥多摩処理区下水道工事管渠建設工事その25請負契約の変更について、日程第54 議案第49号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その26請負契約の変更について、日程第55 議案第50号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その27請負契約の変更について、日程第56 議案第51号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その28請負契約の変更について、日程第57 議案第52号 名坂線林道開設工事請負契約の変更について、以上6件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

[企画財政課長 若菜 伸一君 登壇]

○企画財政課長（若菜 伸一君） それでは、議案第47号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その24請負契約の変更についてから議案第52号 名坂線林道開設工事請負契約の変更についてまでの6議案を、一括してご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、いずれも既契約についてそれぞれ内容の一部に変更が生じたことに伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

初めに、議案第47号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その24請負契約の変更についてでございますが、変更の内容は、変更前の金額が1億7,758万6,500円、変更後の金額が1億9,131万8,400円となります。

次に、議案第48号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その25請負契約の変更についてでございますが、変更の内容は、変更前の金額が1億5,012万1,650円、変更後の金額が1億6,419万4,800円となります。

次に、議案第49号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その26請負契約の変更についてでございますが、変更の内容は、変更前の金額が1億5,402万5,550円、変更後の金額が1億3,328万1,750円となります。

次に、議案第50号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その27請負契約の変更についてでございますが、変更の内容は、変更前の金額が7,768万50円、変更後の金額が8,064万4,200

円となります。

次に、議案第51号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その28請負契約の変更についてでございますが、変更の内容は、変更前の金額が1億4,910万円、変更後の金額が1億4,335万8,600円となります。

次に、議案第52号 名坂線林道開設工事請負契約の変更についてでございますが、変更の内容は、変更前の金額が5,380万3,050円、変更後の金額が5,377万4,700円となります。いずれの契約も、現在、変更仮契約を締結しておりますので、本日、議決をいただきますと本契約となります。

以上で、議案第47号から議案第52号までの6議案の説明を終わりますが、それぞれの変更工事の概要につきましては、所管の課長より説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いをいたします。

○議長（前田 悦男君） 地域整備課長。

〔地域整備課長 須崎 政博君 登壇〕

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第47号から議案第52号の変更工事概要について関連がありますので、一括でご説明させていただきます。

2ページ目をお開きください。議案第47号の変更概要についてご説明いたします。

工事件名、奥多摩処理区下水道管環境建設工事その24、工事場所が奥多摩町梅沢804番先、金額が1,373万1,900円の増になります。契約額が1億9,131万8,400円で、工期が3月27日までです。

変更理由につきましては、道路管理者の指示により、町道神庭大加線の舗装構成の変更により、コンクリート舗装工が増高となったためです。また、NTTとの地下埋設関係で調整などに時間を要したため、工期を延長したものが主なものでございます。

変更概要は、記載のとおりでございます。

次のページをお願いします。配管系統図と位置図で赤い線の部分に変更となった箇所でございます。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

次に、議案第48号の次のページをお開きください。議案第48号の変更工事概要についてご説明いたします。

工事件名、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その25、工事場所、奥多摩町氷川216番先、金額は1,407万3,150円の増です。契約額が1億6,419万4,800円で、工期は、3月27日までです。変更理由につきましては、都道204号線において、同時期に水道局の工事があり、舗

装範囲が変更となったため、舗装面積の減と道路内の構造物撤去処分の増を追加変更したものが主なものです。変更概要は記載のとおりでございます。

次のページは、配管系統図と位置図で赤い線の部分に変更となった箇所でございます。

以上で、議案第48号の説明を終わります。

次に、議案第49号の次のページをお開きください。議案第49号の変更工事概要についてご説明いたします。

工事件名、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その26、工事場所、奥多摩町氷川1,426番先、金額は、2,074万3,800円の減です。契約額が1億3,328万1,750円で工期は3月27日までとなります。

変更理由につきましては、都道204号線において、同時期に水道局の工事があり、舗装範囲が変更となったため、舗装面積の減と露出配管工の増を追加変更したものが主なものです。変更概要は、記載のとおりでございます。

次のページは、配管系統図で位置図でございます。赤い線の部分に変更となった箇所でございます。

以上で、議案第49号終わります。

次に、議案第50号の次のページをお開きください。議案第50号の変更工事概要についてご説明いたします。

工事件名、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その27、奥多摩町大丹波137番先、金額は、296万4,150円の増でございます。契約額が8,064万4,200円です。

変更理由につきましては、水道管等の支障物回避により管路延長増高と夜間施工に伴う交通誘導員の増員が主なものでございます。

変更概要は、記載のとおりでございます。

次のページは、配管系統図と位置図で、赤い線の部分に変更となった箇所でございます。

以上で、議案第50号の説明を終わります。

次に、議案第51号の次のページをお開きください。議案第51号の変更工事概要についてご説明いたします。

工事件名、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その28、工事場所、奥多摩町南氷川・栃久保・長畑・大丹波地内、金額は、574万1,400円の減となります。契約額は、1億4,335万8,600円で、工期は、3月27日となります。

変更理由につきましては、昨年までに整備したマンホールポンプ通信装置親局の無線で通信が可能となったため、親局を子局へ変更することと、他の工事と関連による調整で、

マンホールポンプ室の築造により、工期の延長を行うものでございます。

変更概要は記載のとおりでございます。

次のページをごらんください。ポンプ系統図と赤い線の部分に変更となった箇所がございます。

以上で、議案第51号の説明を終わります。

次に、議案第52号の2ページ目をお開きください。議案第52号の変更工事概要につきましてご説明申し上げます。

工事件名につきましては、名坂線林道開設工事、第2回設計変更でございます。

工事の場所につきましては、奥多摩町大丹波841番先でございます。契約金額につきましては、12月議会に第1回設計変更を行い、5,380万3,050円で、工期は、平成26年3月25日となっております。

今回の第2回設計変更により、5,377万4,700円となり、2万8,350円の減額変更となります。

変更の理由といたしましては、現場精査の結果、設計との差異が生じたので、設計変更を行うものでございます。

次に、変更内容についてご説明を申し上げます。

まず、土工事についてですが、設計当初、掘削量1,145立米を計上しておりましたが、掘削時に軟岩箇所があり、45立米を岩掘削に変更し、土の掘削量を1,100立米といたしました。

次のページの図面をごらんください。平面図となります。黄色に色塗りした部分が減となる箇所です。

次のページの図面をごらんください。ふとんかご工につきましては、当初設計では、3メートルを2カ所としておりましたが、施工時に岩が露出したため、左岸側の3メートルを減といたしました。

次の図面をごらんください。補強土壁工・1号パネル式につきましては、現地、施工時に岩が露出したため、パネルを一枚減として36枚といたしました。

以上で、議案47号から議案第52号の説明を終わります。ご審議をいただきましてご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第47号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第47号の質疑を終結します。



次に議案第48号の質疑を行います。質疑ありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第48号の質疑を終結します。

次に、議案第49号の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第49号の質疑を終結します。

次に、議案第50号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第50号の質疑を終結します。

次に議案第51号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第51号の質疑を終結します。

次に、議案第52号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第52号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第47号から議案第52号までについて、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第52 議案第47号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第47号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第53 議案第48号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第48号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第54 議案第49号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第49号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第50号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第50号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第56 議案第51号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第51号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第57 議案第52号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第52号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第58 議案第53号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについて、を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

[総務課長 井上 永一 登壇]

○総務課長（井上 永一君） 議案第53号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについて、提案の説明を申し上げます。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会のご同意を求めるものでございます。

住所、東京都新宿区若宮町30番地8 パークハウス市谷若宮町308、氏名、滝島勇一、生年月日、昭和22年10月17日生まれでございます。

提案理由でございますが、識見を有する者のうちから選任した監査委員滝島勇一氏が、平成26年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任として、同滝島勇一氏を選任しようとするものでございます。滝島勇一氏の学歴・職歴・公職歴等につきましては、お手元の略歴書のとおりでございます。滝島勇一氏は、平成22年4月1日から町監査委員を務められておりますが、この委員としての人格、識見ともに適任でございますので、引き続き選任をいただきたく、議会のご同意をお願いするものでございます。

ご審議をいただきご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。提案の説明といたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。これより、ただいま上程の議案

第53号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第53号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第53号について、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

なお、採決は無記名投票により行います。議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(前田 悦男君) ただいまの出席議員は11名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に、

8番 酒井正利議員、

9番 須崎 眞議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(前田 悦男君) 用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

日程第58 議案第53号 滝島勇一君を監査委員に選任することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、非とする議員は反対に丸印を表示の上、投票箱に投票願います。

それでは、1番、石田芳英議員から順次投票をお願いいたします。

(投票)

○議長(前田 悦男君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。酒井正利議員、須崎 眞議員に立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（前田 悦男君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、有効投票中、賛成票11票。以上のとおり賛成が多数であります。よって、ただいまの選挙の結果、滝島勇一君を監査委員に選任することについては、これを同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開放）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は、3月7日となっておりますので、明日3月5日と3月6日の2日間は休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、明日3月5日と3月6日の2日間は、休会とすることに決定しました。

なお、本会議の2日目は、3月7日、午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後4時02分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員